

令和 7 年第 4 回基山町議会（定例会）会議録（第 4 日）								
招集年月日	令和 7 年12月 2 日							
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時	開議	令和 7 年12月 5 日			9 時 3 0 分	議 長	末 次 明	
及び宣告	散会	令和 7 年12月 5 日			1 5 時 1 9 分	議 長	末 次 明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1 番	工 藤 絵美子		出	8 番	大久保 由美子		出
	2 番	水 田 志 保		出	9 番	栗 野 久 明		出
	3 番	中牟田 文 明		出	10番	重 松 一 徳		出
	4 番	佐々木 教 雄		出	11番	大 山 勝 代		出
	5 番	中 村 絵 理		出	12番	松 石 信 男		出
	6 番	天 本 勉		出	13番	末 次 明		出
7 番	松 石 健 児		出					
会議録署名議員		12番	松 石 信 男		1 番	工 藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こ ども 課 長		山 本 賢 子		
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長		大 石 顕		
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長		佐 藤 定 行		
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長		井 上 克 哉		
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長		山 田 恵		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長		今 泉 雅 己		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者		寺 崎 博 文		
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教育学習課長		井 上 信 治		
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長		舟 木 徳 茂		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長		城 本 直 子		
	プラチナ社会政策課長	松 田 美 紀		建 設 課 参 事		酒 井 孝 行		
議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第1

一般質問

- | | |
|-------------|---|
| 9. 中 村 絵 理 | (1) 豚熱発生に伴うジビエ解体処理施設運営と町の対応について
(2) 公共施設における受動喫煙防止対策について |
| 10. 松 石 健 児 | (1) ゼロカーボンシティの取組について
(2) 「町の鳥」の制定を |
| 11. 栗 野 久 明 | (1) 少額随意契約（建設関係）について
(2) 行政区や組合の運営について |
| 12. 大 山 勝 代 | (1) 思い出に残る子どもたちの居場所づくりを |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（末次 明君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村絵理議員。

○5 番（中村絵理君）（登壇）

皆様おはようございます。5 番議員の中村絵理でございます。傍聴にお越しいただきました皆様、いつもありがとうございます。

最近、大変寒くなってまいりました。本当にあっという間に12月になりまして、皆様くれぐれも御自愛をいただきたいと思います。

さて、今回の私の質問事項は、豚熱発生に伴うジビエ解体処理施設運営と町の対応についてと公共施設における受動喫煙防止対策についての 2 つです。

ブタ熱というふうに読むのか、昔、トンコレラと呼んでいましたから、どちらで読むのかということで調べましたところ、今はブタ熱と言っているそうでございますので。ニュースでちゃんとアナウンサーの方がブタ熱とおっしゃっていらして、ネットでも調べました。

それから、受動喫煙に関しましては、私、これは声を上げないほうがいいのかなのかとすごく悩んだんですけれども、これはやはりどうしてもやらなければ、誰かが声を上げねばならんのだなと思いながら、今回はこの 2 つのテーマにいたしております。

まず、質問事項の 1、豚熱発生に伴うジビエ解体処理施設運営と町の対応について。

今年の10月に、基山町内で初めて野生イノシシの豚熱感染が確認されました。そして、この豚熱の感染を受けて、ジビエ解体処理施設への野生イノシシの受入れ停止や狩猟への制限措置が講じられているところでございます。とても残念でございます。

このことにより、解体施設が一部稼働できない中で町民の税金が投入されることや、搬入者の隔たり、公平性の課題が懸念されます。

今回の質問は、感染拡大防止と安全性確保を前提に、町としての対応と判断の在り方について質問をさせていただきます。

町長にお尋ねいたします。

(1) 野生イノシシの豚熱感染に対する町の対応状況及び今後の感染拡大防止策について、その把握状況、実施内容をお示しください。

(2) ジビエ解体処理施設の搬入休止期間中の対応及び再開の見通し、安全性確保の方針について、町の見解をお示しください。

(3) 稼働が制限される中、指定管理料の支出及び報奨金制度の取扱いについて、町の見解をお示しください。

(4) 感染症発生及び利用実績を踏まえた、ジビエ解体処理施設の今後の運営方針（指定管理の継続・譲渡・賃貸など）について、町の考えをお示しください。

次に、質問事項２、公共施設における受動喫煙防止対策について。

現在、町が設けている屋外喫煙所については、健康増進法上、設置基準が明確に定められているわけではないものの、厚生労働省の通知では「煙が流れ出ないよう配慮すること」が求められています。総合運動場や総合体育館の横では、煙が利用者の通行区域に流れることもあり、町民から不快や健康被害を懸念する声が寄せられています。

町として、こちらの屋外喫煙所の設置場所を検討する際に、どのような基準や考え方に基づいて判断をされているのでしょうか。

屋外であっても、風向き等により受動喫煙を防げない場合があります。

本町が設置している公共施設の屋外喫煙所の安全性と受動喫煙回避の取組について、私自身も乳がんや子宮摘出などの手術後、主治医から受動喫煙を避けるよう指導されており、子どもや病気療養中の町民の健康を守る観点から、そして、健康増進法の目的から見ても、屋外喫煙所の設置及び運用の在り方を再検討すべきと考えるため、町の見解について質問をさせていただきます。

町長にお尋ねいたします。

(1) 町が設置している公共施設の屋外喫煙所について、その場所や数、設置の理由をどのように整理・把握をされていますでしょうか。

(2) 健康増進法の趣旨（望まない受動喫煙の防止）——受動喫煙とは、自分はたばこを吸わなくても、吸っている方々の煙を吸ってしまう。それから、その方たちが持ち帰ってくる煙を吸い込む。そういうことを受動喫煙ですね——に照らし、現在の喫煙所の設置場所・管理運用が適切であると考えていますか。また、再検討の考えはありますか。

(3)子どもや病氣療養中の方など、受動喫煙による影響を受けやすい町民への配慮を、今後どのように具体化していけますでしょうか。

(4)町長は「喫煙者にも配慮する」との考え方を示されていますが、町として、たばこを吸う人と吸わない人の双方が安心して公共施設を利用できるよう、今後どのように取り組んでいけますでしょうか。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。中村絵理議員の一般質問に答弁させていただきたいと思えます。

1、豚熱発生に伴うジビエ解体処理施設の運営と町の対応について。

(1)野生イノシシの豚熱感染に対する町の対応状況及び今後の感染拡大防止策について、その把握状況、それから、実施内容を示せということでございますが、まず、町内における野生イノシシの豚熱感染に対する対応状況につきましては、本年10月6日に住民の方からの連絡により、幼獣のイノシシの死体を確認したところでございます。ウリ坊というんですかね、同日、県の中部家畜保健衛生所に連絡し、指示により採取した検体を、翌7日に県の中部家畜保健衛生所に引き渡しているところでございます。

その後、10月10日に豚熱陽性確定の連絡を受け、同日に基山町ジビエ解体処理施設への搬入休止と消毒徹底のお願いを、猟友会基山支部と基山町ジビエ解体処理施設指定管理事業者に連絡したところでございます。

10月14日に、県の公表と併せて、基山町もホームページで公開したところでございます。

感染拡大の把握状況につきましては、佐賀県や近隣市町と連絡を密にし、状況把握に努めておりますが、現時点ではその1頭以外、感染の確認はされておられません。

また、感染拡大防止策の実施内容につきましては、当面の間、ジビエ解体処理施設へのイノシシ搬入の休止、捕獲したイノシシの地域外——半径10キロメートル以上ですね——地域外への移動や狩猟後の養豚関連施設への立入りの自粛、それから、消毒液や資材の配布による狩猟時の消毒徹底をお願いしているところでございます。

(2)ジビエ解体処理施設の搬入休止期間中の対応及び再開の見通し、安全性確保の方針に

ついて、町の見解を示せということなのですが、搬入休止期間中の対応につきましては、豚熱感染拡大のおそれのあるイノシシの搬入を休止し、エミューの解体処理は今までと同様に通常どおり行っているところでございます。

再開の見通しにつきましては、県が策定を予定しておりますジビエ利用再開に係る実施要領等に従えば、再開できるということになっておりますので、その実施要領を県が今から策定いたしますので、県に対して、狩猟者がジビエ利用を再開しやすい内容で、実施要領を早急につくってほしいということをお願いしているところでございます。

安全確保につきましては、PCR検査の実施や他の個体と接触しないように保管するなど、国が定めた「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」を厳守して、衛生管理の徹底を行うこととしているところでございます。

(3) 稼働が制限される中、指定管理料の支出及び報奨金制度の取扱いについての町の見解はということでございますが、基山町ジビエ解体処理施設の指定管理制度の運用については、同施設管理に関する基本協定書に基づき実施しているところでございます。本基本協定において、業務を実施できなかったことにより免れる費用については、指定管理料から減額することができるということになっておりますが、不可抗力による一部の業務実施の免除の規定を設けているところであります。

しかしながら、当該施設の指定管理料には、施設の維持管理、衛生管理、必要人員の確保など、稼働状況にかかわらず、年間を通じて発生する経費が含まれているところでございます。これらは施設の基本的機能を維持するために不可欠な費用であることから、豚熱の発生に伴う一時的な稼働制限のみを理由に、直ちに指定管理料の減額を行うことは現時点では想定していないところでございます。

一方、捕獲報奨金制度の取扱いにつきましては、ジビエ解体処理施設稼働時において、ジビエ利用が可能なイノシシを持ち込んだ場合、捕獲報奨金に国費による加算があったところでございます。

そのため、ジビエ利用が再開された場合に、今盛り上がってきたイノシシのジビエに対しての機運が、その流れを止めることのないように、イノシシの搬入を休止している当面の間、職員が現場で確認し、ジビエ利用が可能な個体、具体的には20キログラム以上、体長がおおむね70センチメートル以上及びジビエ解体処理施設利用の意思を確認できた場合に限り、捕獲報奨金に町費において同様の加算をするということで今実施しているところでございます。

(4)感染症発生及び利用実績を踏まえた、ジビエ解体処理施設の今後の運営方針（指定管理の継続・譲渡・賃貸等）についての町の考えを示せということでございますが、基山町ジビエ解体処理施設につきましては、農産物への被害をもたらす有害獣として捕獲されるイノシシと、耕作放棄地の課題を解決するために飼育されたエミューを広く活用していくために必要な施設だと認識しているところでございます。豚熱の発生により一時的にイノシシの受入れを停止しておりますが、エミューの活用は地域資源の一つとして町の知名度アップに寄与し、地域活性化にも大きな効果を上げているというふうに考えております。

このような状況を踏まえて、今後も安定的に施設運営をしていくためには、指定管理者制度により町が運営するということが必要なんではないかというふうに考えております。

その理由として、4つのことを考えております。

1つは、施設が食品衛生法に基づき、町が許可を得て運営しておりますので、施設を民間に譲渡する場合は許可の変更が必要になるということがございます。

また、現在の施設が町有地に立地しておりますので、もし民間に移譲することになれば、町有地の一部を移譲することを考えなきゃいけなくなってくるということもあります。

さらに、イノシシの受入れを再開する場合に、状況に応じて運営体制の変更や調整が容易に行える指定管理制度が最適であるというふうに思っております。例えば、将来的に鹿とかが出てきた場合も適宜やって、町の指定管理制度であれば対応できるというふうなことを考えております。

もう一つが、町の施設で解体処理を行うという行為それ自体が、地域住民であったり、もしくは関係者に信頼を得ているというふうなことで、エミューの特産品としての認知度向上等にも、町の処理場で解体したということは大きなプラスになっているんじゃないかというふうに思います。

2、公共施設における受動喫煙防止対策についてということで、(1)町が設置している公共施設の屋外喫煙所について、その場所や数、設置の理由をどのように整理・把握しているかということでございますが、庁舎や学校などの健康増進法により第一種施設に分類されている施設では、屋内の全面禁煙・敷地内の原則禁煙としているために、原則屋外喫煙所は設置していないところでございます。それ以外の施設は第二種施設として分類されておりますので、屋内の全面禁煙はもちろんでございますけれども、おおむね施設ごとに一、二か所の屋外の喫煙所を設けているという整理をしております。

(2) 健康増進法の趣旨に照らし、現在の喫煙所の設置場所・管理運用が適切であると考えているか、もしくは再検討があるかということですが、屋外喫煙所について、特に規制はありませんが、健康増進法第27条により、望まない受動喫煙が生じることがないように、各施設から十分な距離を確保し、喫煙所を設置いたしたところでございます。また、非喫煙者が誤って立ち入らないように、喫煙所であるということを明記した表示を行っておりますので、場所や管理運営は適切であるというふうに考えております。現在のところ、場所の再検討は考えておりません。

(3) 子どもや病氣療養中の方等、受動喫煙による影響を受けやすい町民への配慮を今後どのように具体化していくかというふうなことでございますが、子どもや病氣療養中の方等が受動喫煙により影響を受けやすいことを、まずは喫煙者の多くの方に理解していただくということが大事なんではないかというふうに思います。

望まない受動喫煙が生じないように、自身や周りへの健康被害について正しい認識をしていただけるよう、引き続き啓発に取り組むとともに、禁煙の動機づけとなる情報を提供してまいりたいというふうに思います。

(4) 町長は「喫煙者にも配慮する」との考えを示されているが、町として、たばこを吸う人と吸わない人の両方が安心して公共施設が利用できるよう、今後どのように取り組んでいくかということなのですが、健康増進法において、禁煙の対象外となっている第二種施設につきましては、たばこを吸わない人が望まない受動喫煙を防止するために、分煙した喫煙所を設置しているところでございます。たばこを吸う場所を特定することで、喫煙者と非喫煙者の双方が安心して公共施設を利用できるようにしてまいりたいというふうに思います。

問いで、町長が喫煙者にも配慮するというコメントがあったので、私自身、公的にはそういうコメントを発表したことがないんですが、多分10月6日の私のフェイスブックのコメントを言われていると思いますので、その部分だけきちっと正確にここで読み上げさせていただきます。

10月6日、基山町多目的運動場の横——すぐ横で分かりやすいと思います——に喫煙所を造りました。前はグラウンドからかなり離れたところに喫煙所があったため、グラウンドのダグアウトの中で隠れて吸う行為が指摘されていまして、決断いたしました。私はたばこは吸わず、健康面から様々な指摘もあるものの、喫煙者にも寄り添いたいというふうに思いました。

以上、こういうコメントをもって喫煙者にも配慮するということだと思いますので、その辺のところはそういうコメントだったということで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

それではまず、豚熱発生に伴うジビエ解体処理施設運営と町の対応についてというところで、ちょっと今回、2つとも結構内容が濃いので、私の中ではですね。ですので、まず豚熱の件に関しましては、1番と2番の質問を一緒にお願いいたしたく、それから、あと3番と4番ですね、2つに分けて、混ぜて質問をしていきたいと思います。

それから、公共施設のほうの受動喫煙も1番と2番をまとめて、それから、3番と4番をまとめてということで、大きく区分けをして質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1番の、野生イノシシの豚熱感染に関する町の対応とか状況ですね、それから、2番目の休止期間中の対応とか安全性確保とか、そういうところにつきまして御回答をいただいております。

10月6日に住民の方がウリ坊の死体があるんだということで通報されて、県へ連絡をしてということで、10月10日に豚熱の陽性が確定したと。それで、ジビエの解体場に搬入を休止、それから、消毒徹底を猟友会と指定管理業者へ通知したと。10月14日に町ホームページで公表したということなんですが、実はせんだって、一昨日でしたか、中山間地にお住まいの方から、個人で狩猟免許を持っている人と一緒にイノシシを捕獲しているんですと。だけど、今まで豚熱発生のことを全く知らなかったんだという連絡が入ってきましてですね。だから、ああ、そういう方たちもいるんだなと。多分、補助金か何かの制度で、2人で組めば、初めて班を組めば10万円が出るとか、それに該当するのかなと私は思ったりしたんですけれども、この方は実は知らなかったんですよ。ホームページを一生懸命探したんですけども、そこで見つけることもできなかったと。

本当であれば、猟友会の方がその方と連絡を取ってくれていれば、ちゃんと意思疎通ができていればよかったかもしれないんですが、そういうケースもあるんだなということを認識しました。ですので、この件に関しまして、毎月、団体長連絡会議もあるんだけれども、こ

こでの説明はなされたのか。それから、もしなされていなければ、これは極めて重要な件なので、至急、改めて1区、2区、4区、6区の区長さんたちには別途お知らせする必要があるのではないか、そういうふうに思うんですけれども、そのところはいかがですか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

野生イノシシの豚熱感染の周知につきましては、10月19日に行われました猟友会の会議において、出席者の方にはもちろん、欠席をされた方については、そのとき会長からの通知があるということでしたので、それを持っていかれるときに周知をお願いしたいというふうにお伝えしておりました。その中でちょっと漏れていたということでございましたので、また今後、資材配布等もありますので、そのときに改めて周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

また、団体長連絡会へ、また、各区の区長への御連絡ということです。すみません、基本的に狩猟される方が主立って対象になってくると思っておりましたので、そこまでは正直お伝えするというのがございましたので、そこら辺はちょっと口頭になるかもしれませんが、区長のほうにはお伝えしたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

いや、もうこれは、基山町には養豚をなさっている方がいないということでもいいんですけれども、イノシシに関しましては県境はないからですね。国境もないので。ですので、そういう方たちが一人でも知らなくて、どこかに持ち出していたとすれば、またいろんなところへの影響も考えられますので、これは至急、必ずやっていただきたいと。漏れなく。そこはぜひお願いをしたいと思います。至急ですよ。一日でも早くお願いしたい。

ちょっとこのところ、ほかからの情報によれば、基山（きざん）の上のほうも、ぎりぎり県境のところでも見つかっているという話もありますので、やはりこれは広がっているんだというふうに認識をしたほうがいいと思っております。

あわせて、その方から今朝、私の携帯に連絡が参りましたけれども、イノシシの処理施設の休止及び異常性のある個体を発見した場合の連絡について、町は住民にお触れを出すべき

だと思うと。今後、無期限的な処理施設の休止に対して、いかなる対策、埋設、焼却を取るのか示されなければ捕獲が激減しますと。イノシシが増えることによって被害が増加する一方の状況に、県とか町もそういうものを示すべきだというようなコメントが入ってきておりますので、一応ここで御紹介をしておきます。

さて、ここで養豚関連施設への立入り自粛、それから、狩猟者への消毒液や資材の配布がありますが、どういったものをやられているのか、具体的な内容を教えてもらってもいいですか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

まず、養豚関連施設への立入りの自粛ということは、御連絡という形でさせてもらっています。

資材の配布ということにつきましては、狩猟者1名につき、内容としまして、消石灰4袋、アストップという液体の消毒液なんですけれど、そちらのほうを1リットルを1本、現在準備しております。

配布につきましては、ちょっと資材が不足していたので、たまたま狩猟された方にまず配布しておりまして、先日、資材が全てそろいましたので、今日、配布をしているところでございます。

それに加えて、狩猟者の方から要望がありましたので、今、液体の消毒に使いますスプレーのボトルであったり、使い捨ての手袋、人間がするアルコールの消毒、そういったものをまた追加で準備しているところでございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ぜひそういうところのフォローに力を入れていただいて、それから、まだまだ狩猟者の方以外にもやっぱりいらっしゃる。免許を持っていなくてもいらっしゃるやもしれん。そうやってペアを組んでいる方たちにもちゃんと行き渡るように、ぜひよろしく願いいたします。

それから、次ですね。この安全確保の件、これは再開の見通しについてちょっとお尋ね

しているんですけどね。イノシシの搬入は感染拡大防止のために、当分これは休止せざるを得んと。それから、エミューの解体は、これは飼育されている、家畜ですから。これは通常どおり継続をしますと。再開の見通しが、狩猟者がジビエ利用を再開しやすい内容で、早急に要綱を策定してくださいと基山町はお願いしていますという御回答だと思うんですが、これについて、具体的にどんな内容を県にお願いしているのか。町として、この部分だけは県の要望に必ず入れてほしいと考えている点とか、そこら辺を具体的に教えてもらっていいですか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

県への要請につきましては、毎週のように県とは打合せをさせていただいております。その中で、実際に確実にといいますか、正式に要請する内容については、今やり取りをしているところでございます。

ただ、こちらとして今考えているところについては、詳しく言うと、この内容は国の手引があつて、それに基づいて県がつくるというような形になっております。あくまでも自粛という形の行政指導ですので、必ずしもそれに従う必要はないというような形で考えております。

県としては、できるだけ国の手引より緩やかというか、緩和した内容にしたいというふうな意向は聞いておりますが、町としては、国のもともとの手引が、感染の発見から大体1年を目安に、PCR検査をした上で再開すべきというような内容になっておりますけれども、そういったところを、全国的に見ると緩和して、その期間を緩めているところが結構ありますので、そういったところを参考にさせていただいて、1年も停止させると、やはりまた再開にも労力が要りますし、皆さんの気力だったり、そういったところを失いかねませんので、なるべくそこを短くしていただくというところと、PCR検査等についても、なるべく費用負担は少なく、狩猟者の方に負担が少ないようなスムーズな流れといいますか、手続のやり方、そういったものを考えていただきたいというような内容で要請したいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5 番（中村絵理君）

そうしましたら、もう大体1年ぐらいいはというところを何とか早くお願いしたいという要望を出しているということですね。ぜひこれはちょっと早く進めていただきたいというふうに思っております。

さて、3番目と4番目、これは稼働が制限される中、指定管理料の支出及び報奨金制度をまた別個に聞きたいと思っていまして、それから、支出と町の見解、それから、4番目の感染症発生及び利用実績を踏まえたジビエ解体処理施設の今後の運営方針についてお考えをお聞かせくださいということでしたが、簡単に私がまとめてみましたけど、豚熱でイノシシが持ち込めなくても、施設を維持する費用、維持、衛生管理、必要人員の確保など、稼働状況とは関係ないので、指定管理料、これは9月の議会で、債務負担行為で出てきていましたね。従来は200万円だったけれども、60万円上乘せして260万円、これは減らさないと。それから、施設の運営は引き続き指定管理者制度で行うべきであると。施設はイノシシとエミューを活用するためのものであるので、特にエミューは町の活性化に役立っているので続けるべき。これは後で害獣駆除と、それから、耕作放棄地の解消にも関わってくることですけれども、そういうことがあると。それから、民間への譲渡は難しいし、指定管理者のほうが、町がいろんな管理運営をコントロールしやすいというような御回答だったと思いますけど、よろしいですね。多分そうです。

この施設は、まず私、前にも一回一般質問をしたことがあって、ここのジビエ解体場を造った目的は何ですかと聞いたときに、まず害獣駆除、それから、耕作放棄地対策。害獣駆除でイノシシ、それから、耕作放棄地対策でエミュー。エミューがいるとイノシシが来ないということで、そこを広げていきたいと。その上で、イノシシとエミューを広く活用して、ジビエとして使いたいんだとして整備をされたはずだと認識しております。

ところが、残念ながら、このイノシシ搬入というのは、やっぱり野生のもので、豚熱で搬入が休止される前の9月まで、これを比較したときに、昨年度がイノシシは34頭、今年残念ながら9月まで、10月から搬入禁止ですけど、これが4頭にとどまっております。エミューに至っては、去年が9月までで66羽、今年度は124羽、稼働の大半は飼育されたエミューです。本当に野生の動物を相手にするのは大変なんだなというふうに痛感しております。

さて、ここで一つお聞きしたいのが、今回、豚熱の問題でイノシシの搬入が止まって稼働

が減るのに、なぜ指定管理料、要は債務負担行為ですね——を60万円増額したまま契約を続ける必要があるのかと、ここがちょっと私は疑問に思っているんです。やっぱり暫定措置みたいのがあったらいいなと。ここのところで、なぜ上乗せの60万円が必要なのかと。実質イノシシが入らない分、施設の方々は自分たちの個人的な施設として自由に使えるわけですから、これに対して何で必要なのか、ちょっと明確に御説明できればお願いしたいと思います。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

これについては、先ほど議員もおっしゃっていましたように、稼働が制限されている状況においても、指定管理者ですね、施設に必要な最低限の人員の確保や衛生管理、施設維持管理のために必要な固定経費、こちらについてはイノシシの処理がなくなってもかかってくる必要な経費となっております。

この増額の分については、人件費等については、いろんな制度ですね、保険の制度とかが変わった分で人件費が増額した分、それと衛生管理や施設運営のためにかかる固定費の上乗せですね、増額した分、そういうのが含まって、今までの200万円から260万円、60万円プラスというような計算の方法になっております。これはジビエの処理ですね、イノシシの処理があるないにかかわらず、年間を通して発生する経費、必要な固定経費となりますので、町としては必要な経費として計上させていただいております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

この件につきましては、この後の議案審議とかに出てまいりますので、指定管理のほうで。だから、ここではここまでで、議案審議のときにまた詳しくお尋ねしていきたいと思っております。

それから、イノシシが稼働しない期間、エミューの解体業務で利益を得るのは指定管理者だけです。そうですね。町として、ここは公共施設、町民の財産ですね——を特定の民間企業だけが安定的に利用できる状態を、公平性の観点からどう思われますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

現在はエミューの処理だけになっておりますけど、イノシシについても、いつ制限が解除されて、いつイノシシの処理ができるかまだ分かりませんが、イノシシの処理ができるようになったときについても、すぐにジビエ解体処理施設として運用ができるように、施設の維持管理については進めていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ちょっと公平性の観点からだから……と思うんですけどね。施設や機械が壊れた場合、その修繕費、5万円未満は指定管理業者がやらなきゃいかんと。でも、5万円以上になれば、全て町の負担ですね。町費で負担する。なぜ指定管理者の負担は軽微なものだけなんだろうかと。民間企業にメリットを与えて、町がリスクを負う。この理由は何でしょうか。どう思われますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

当施設については町の公共施設であり、その管理運営ですね、それについては指定管理者が行っております。協定に基づき、施設内で発生した修繕については、5万円未満が指定管理者、5万円以上については町が修繕等について負担するように協定のほうでなっております。

現在、施設内にはイノシシとエミューの処理施設ですね、それが処理が分けられております。こちらは衛生管理及び安全、そういった観点から設置されたもので、特定の事業者が専用する設備等ではありませんので、現時点ではエミューの区画のみが使用されている状況にはなっておりますけど、施設自体については町全体の公共施設でもありますので、設備や施設の維持管理ですね、そういった町全体の利益に資するものと思っておりますので、エミューの分だけですね、そういった分だけのところについて修理とかが高くなったので業者に負担させるというようなことは、今のところ考えておりません。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

これは町の財産ですね、公共施設というのは。これを事実上、民間企業がほぼ無料で使っているんですよ。なぜ財産管理収入などの負担を求めないのか、これが私すごく疑問です。ほかの県内の施設では、業務委託をして、そこの売上げから10%、町の財産管理収入としてもらっています。そういう例もあります。この施設だけ負担ゼロというのは何か理由があるんですか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

この施設については指定管理となっておりますので、指定管理の中で5万円未満ですね、そういった分については修理をしていただいて、そのほかの分については公共施設ということになっておりますので、町の公共施設として修理をするというようなことで、今のところ運用させていただいております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

後々ちょっとまたお尋ねしたいんですけど、メインの目的は害獣駆除で始まっているんですね、多分。それから耕作放棄地もだから、私としてはこのイノシシの搬入が止まっている今こそ、猟友会や捕獲している方々への支援、ここら辺を強化すべきではないかと、そういうふうに思っております。例えば、ウリ坊ですね、幼獣。幼獣への支援というのは従来どおりだから、そんなに高いものではないですよ。だけど、ここのところ、何というんですか。——これは報奨金で聞きましょう。すみません。わなの補助とか、それから、幼獣への上乗せとか、やっぱりこここそ強化すべきではないかと思っております。

エミューは耕作放棄地対策として導入されたけど、実際には耕作放棄地がどれだけ解消されたのか、それは実証されていないじゃないですか。今もう、要は飼育ですよ。民間企業の飼育。これは当初の目的と現状の差があり過ぎるんじゃないかと思っています。

ですから、私としては、このイノシシ稼働がいつ解除されるか分からんと。でも、解除されたらすぐに何とかできるように、このまま維持しますとおっしゃっているけれども、修繕費は町が持って、利益は指定管理者側に集中しているでしょう。何かここが納得いかんので

すよ。

だから、私として御提案したいのは、この上乗せ60万円、これは暫定措置として猟友会や、要はイノシシを駆除している方々の支援に回すべきであると。暫定措置ですよ。それが解除されれば、また戻るんだから。

それから、あくまでもここは害獣駆除と耕作放棄地解消がメインなんですよ。民間のエミュー事業の下支えをしていいんだろうかと。そうではないと思います。

それから、町の財産を無料で民間が使える仕組みは見直すべきだと思っております。

次に行きますね。報奨金制度、この取扱いについて。

今までは国の制度で、イノシシを持ち込んだときに、国のお金で報奨金の加算がありましたですね。だから、解体場に持ち込めば、国が2,000円上乗せしてくれていた。だから、イノシシを捕獲すれば1万2,000円。国が7,000円で、県が2,000円、それと、町が2,000円でしたっけ。違ったかな。ちょっと私もうろ覚えだけど、すみません。合計が1万2,000円になっているんですよ。それに対して、ジビエの解体場に持ち込めばプラス2,000円を国がしてくれるから、2,000円上乗せの1万4,000円だと。ウリ坊に関しては、合計で6,000円でしたよね。町が2,000円ととかね。だから、これは持ち込めないからね。

それから、今は搬入を停止しておるけれども、要はエミュー事業は止められないので、だから、町のお金で上乗せしたいと。上乗せをする対象は20キログラム以上70センチメートル以上で、ジビエ利用ができる個体に限定しますと。

これは何というのかな。イノシシを捕りました。これが20キログラム以上で70センチメートル以上です。そしたら、それを町が確認して、もしこれが、ジビエ解体場がまたオープンになったときに運び込む気はありますかと言ったら、そのとき、はいと言ったら上乗せが出るんですね。いや、いいです、いいです、もう入れませんよと言ったら上乗せはないんですよ。そういうふうな認識をしております。

私、ちょっとここで疑問に思ったのは、搬入できない期間中にも搬入した前提で上乗せをやるのは、仕組みとして矛盾していないかと思うんですよ。どう考えても、ジビエの解体場がオープンになったら、要は呼び水的にね、これは町長も何かおっしゃったな。だから、そういうふうな形での上乗せは何か違うかなと思っているけど、そここのところはどう思いますか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

一つちょっとその前に、議員がおっしゃっていましたがジビエ解体処理の前年のイノシシの実績数について、32頭とおっしゃっていましたが、実は64頭ですので、そこをちょっと訂正させて……（「9月までと言ったでしょう。10月は入れていないですよ」と呼ぶ者あり）すみませんでした。前年は64頭でした。

その前年ですね、64頭にやはり猟友会等との連携を深めて増やしていったと。今後、ジビエ利用の活性化に向けて動き出していたというところもございまして、その流れを止めたくないというところが一つあります。

それに加えて、利用ができなくなった場合に、狩猟者の狩猟意欲といいますか、そういったところがやはりどうしても落ちていくと、モチベーションが下がっていくというようなところが意見交換等でありましたので、そこも踏まえて——ただ、もちろんジビエ利用を再開したときに持ってきてほしいという気持ちもございましてけれども、感染拡大防止についても、やはり捕獲はある一定数捕って処分していくことで感染拡大を防ぐと、そういった意味も込めての対策としておりますので、協力金というような形で支出したいというふうに考えてございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

今そういうふうにおっしゃいましたが、やっぱりどう考えても、その疑いは私の中では拭えないので、次に進みます。

要は、猟友会とか捕獲をされている方たちというのは、今搬入できないこの期間がすごく大変だと思うんですよ、負担が大きくなっていて。先ほど大石課長もおっしゃっていましたが、いろんな面で負担が増えていると。なぜ町のお金で上乗せを、猟友会や個人の支援、例えば、ウリ坊捕獲——幼獣捕獲の加算とかワイヤーメッシュの補助、もっと補助を厚くするとか、わなを購入するのももっと手厚くするとか、今の期間こそ、そういうのを広げていって、猟友会さんたちとお話をされているのであれば、そういう方々ともっとこうやったら駆除ができるんだと、そういうモチベーションを、それから、後継者を育てるためにはどうしたらいいんだとか、そういうことも含めて、そういうために私はお金を使っていたらいいと思っ

ております。

本来、私が思っているのは、害獣駆除が目的なら、幼獣——ウリ坊を捕獲したときに、ここにこそ、1年で大きくなるというんですから、ウリ坊は。それもなくしていかないかんじゃないですか。だから、そういうところに報奨金を手厚くして、たくさんウリ坊も捕ってもらう。搬入ができない期間だからこそ、猟友会の皆さんとかを支える仕組みが必要なんじゃないかと。

あと2つあります。ジビエ事業の維持を理由に町費で上乘せするのは、私は本来の目的には該当しないと思っています。この豚熱と今の状態での60万円の増額分は、猟友会の支援に回すべきだと思っておりますが、この私の考えに対してお考えをお示してください。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

60万円というのは指定管理の増加分ですよ。補助金の話ではないですよ。（「それも報奨金とかも含めた」と呼ぶ者あり）

まず、指定管理料は指定管理料の積算と協定の中でやっているわけですし、最初にエミューとイノシシをやるときも、どっちが主というんじゃなくて、ダブルジビエということでスタートしている話なので、そこは全く違うというふうに思います。

あと耕作放棄地、今、エミューを飼っているところは全て耕作放棄地だったと言えます。そういう意味では耕作放棄地対策、それ以降は新しいところが増えていけませんので、それ以降はなっておりませんけれどもですね。

それからあと、補助金は全部、基本、猟友会の免許を持っている人たちのほうに行っているわけですので、別にジビエ施設に行っているわけではございません。当然その話は猟友会とうちが話し合っただけのことだと思いますので、そういう意味でいえば、それも違うんじゃないかなというふうに思います。

それから、あと返還金、指定管理から金を戻させろみたいな話は、それは協定でそういうルールをつくれば、そういうことは可能でございますが、今はそういう協定になっていないので、それを今言われてもちょっとどうしようもない話かなというふうに思います。今後その協定を見直すときに、そういう項目を入れるかどうかというのはまた別途議論していかなくちゃいけないかなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

町長がそういうふうにお答えいただきましたので、それが一番の回答かと思います。でも、このジビエの解体場に持ち込むというふうに言ったから上乗せをするんじゃないくて、やっぱり捕獲して頑張った人たちに、そういった人たちに報奨金を出す、協力金ですねとおっしゃったけど、出すのが私は筋ではないかと思っております。

やはり町の施設ですので、町の私たちの税金で、ある一固定の事業者のためだけに、いろんな修繕代とか修理代とか、そういったことを今後出し続けるということにも私は問題があると思っておりますので、次の協定を交わすときに、ぜひここは御検討いただきたいと。

ですので、県の要領を待つしかないということは、お気持ちは物すごく理解しております。ただ、現場では皆さんが不安を抱えたまま、時間だけが過ぎていくという形になっております。町として今できる支援の形とか、今後の見通しを丁寧にお示しいただければ、現場の方々の安心につながると私は思っております。

以上、これで1番目は終わります。もうあと17分しかないです。

次に、公共施設における受動喫煙防止対策についてということでございます。

皆様のお手元には、すごく豆粒みたいな字の、ルーペでしか見えないような字の資料がお手元にあると思いますが、これは私が書いたんじゃないくて、佐賀県の健康増進課が作成したもので、皆様も後でゆっくりとルーペとか、私は老眼鏡でもなかなか見えないのですが、後ろのほうでWEB町長室に届いた喫煙問題についてのお問合せです。ここはまだ見れるのかなと。ちょっとこれは後ほど。

この資料につきまして、まず、1枚目の6番と書いてある、屋外と屋内の考え方及び喫煙所の設置について、これは私は何となく、町民会館の横のベランダに関係するのかなとったりはしております。それから7番目、ここが総合公園とか、総合体育館とか、運動公園じゃないかなというふうに思っております。2ページ目の10番のところのここが合宿所に該当するんじゃないかなと。これをどういうふうに町がその施設内容を把握しているかはちょっと分かりませんが、ここを御確認いただきたいと思います。

残り15分でまず1番と2番、こちらのところで、町が設置している屋外の喫煙所、場所や数、設置の理由をどういうふうに把握しているか。健康増進法に照らし合わせて、現在の喫

煙所の設置場所とか管理運営が適切であると考えていますか、また、再検討の考えはありますかということでしたが、まとめて申し上げますと、第一種施設、これが庁舎とか学校などですね。ここが屋内全面禁煙で、屋外喫煙所はありません。第二種施設、屋内全面禁煙、屋外におおむね1から2か所設置。これは第二種施設というのが、多分、体育館とか、総合運動公園とか、合宿所に当たるんだと思います。

健康増進法の第27条により、非喫煙者から十分な距離を確保していますと、喫煙所ですよということを貼り出していますと。だから、適切だと思うので再検討はしませんというお答えだと思います。

これについて、私が今頭の中にあるのは、体育館の横と、それから、総合公園の入り口と町民会館の横のベランダのところと、それから合宿所、この4つを私はちょっと思い浮かべているんですが、そこが間違いないのかということと、ほかにもあるのかということと、それから、利用状況とかの調査とか、風向きとか、誰それが通るとか、具体的な距離とか、こういう評価はなさっていますか。そこのところをお尋ねしたいです。この2つをお願いします。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

まちづくり課で所管しております総合体育館、町民会館と合宿所ですね。

町民会館のほうは奥まったところにありますので、ここは屋外の喫煙所として特に問題ないというふうに考えております。

また、総合体育館のほうも、入り口から若干引っ込んだところに喫煙所を設けておりますので、そこの部分は入り口の角から下がったところにありますので、そういった部分で距離を取りながら設置をしているというふうに考えております。

合宿所のほうも、以前は施設の入り口付近に造っておりまして、現在、正面向かって入り口の横のところに灰皿を置いていましたけれども、そういった部分は、そこはもう灰皿を置いている部分というところになりますので、ここは距離に対して、ある程度の距離を置いて、利用者に受動喫煙の心配がないような形で設置をしているというような状況です。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

総合公園入り口の喫煙所につきましてですけれども、こちらにつきましては、総合公園のグラウンド近辺で喫煙をしてある方がいらっしゃるという苦情がありましたので、運動する施設からは距離を取りまして、今の喫煙所のほうを整備いたした次第でございます。問題はないと考えております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

問題ないと言うけど、あそこはすごく風が吹くので、風によって煙が流れてくるんですね。大体ずっと6メートルぐらい普通に流れると。私なんかもこのところ、トレーニング室とかに行っているんで、すごく臭うんですよ。流れてくるんです。だから、区画しているからいいとかいう問題ではなくて、健康増進法の趣旨にのっとれば、ここはもっと配慮すべきところであろうというふうに考えております。

それから、総合体育館、横にちょっと奥まったと言っているけど、出入口のすぐ横にありますね。

また、総合公園では、あそこは実は保育園の子たちが通るルートなんです。みらい館からずっと歩いてきて、公園に遊びに行くときに通っていくルートなんです。子どもたちは真面目だから、左は通らんのですよ。合宿所側は通らんのですね。ちゃんと横断歩道を渡ってから、役場の横、駐車場の裏を通過って、総合公園の横を通過って、そこから中に入っていくんです。だから、あそこは子どもたちの動線にかかっているんですよ。

それと、合宿所ではちょっと奥まったと言ったけど――すみません、今日、実は私、正直言うと業務委託の方とばったり会いまして、いや、今までは入り口の横にあったんやけど、急に奥まったところに旗まで立っているなと思って見に行ったら、ばったりお会いして、いろいろとお話をさせていただいたんですけれども、これはちょっと私からもう一つ、誤って立ち入らないように表示をしているから適切と書いてあるけど、受動喫煙は看板では防げんとすな。やっぱり煙は風に流れて施設の出入口に入り込むことがあるので、これはそう判断された根拠が私はよう分からんのです。

だから、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務を健康増進法27条は言っているわけですから、苦情もWEB町長室へ寄せられています。そこに資料を載せているんです

けれども。再検討しない、そういった本当に適切と言えるのか、再検討しないというこの理由をもう一回教えてください。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

利用される通路からは離れておりまして、奥まったところに設置しております。また、パーテーション等で仕切っております。そういったところで利用される方、タバコを吸わない方の通路上にはありませんので、離れて設置しておりますので、問題ないと考えております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

あそこでタバコを吸われたことがありますか。もしくは、あそこを通られたことがありますか。どうですか。全く煙は来ませんか。そこは実際体験してみないと分からないですよ。どうですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

私はそこで吸ったことがないので分かりませんが、通ったりはしていますけれども、私が通っている限りでは煙は来ていないと感じております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ちょっと一回あそこのところにずっと立って、吸っている方からの距離とか風向きとか見てもらったほうがいいと思います。そういう苦情が来ております。

私自身とか子どもの健康リスクを踏まえた、そういう対応を求める——別に吸っちゃいけないと、吸われたら困ると言っているわけではないんですよ。だから、ちゃんと吸う方と、それから、吸わない方たちが両方バランスよく快適に過ごせるような空間を造りませんかということなので、例えば、あそこの体育館の横、あそこはほぼコの字に囲ってあるだけで、

風が来れば隙間が空いているから煙が全部流れるんですよ。そういうところをしっかりと改良してもらえないかと。

本当は動かしてもらいたいですよ。そういう御希望もあるからですね、このWEB町長室には。でも、町としては、いやいや、そうならないように努めてまいりますという回答だけで、町長は気を遣ってくださって、新しいところを建てられたけれども、実はあそこは子どもたちも通る動線であると。運動公園の横だと、入ってすぐ右のということは、駐車場の横ということは、イベントがあったときには皆さんがそこに集中するはずですね。

だから、そういうところも含めて、植栽とか、あそこはそういうので囲っていただいて、ちょっと植木にはかわいそうやけど、見えないようにして、煙が横に流れないようにしていただけないかと。そうすれば、吸わない人、吸えない人たちも少し安心して過ごせるわけですよ。吸う方々も、私たちみたいな人間がいるから気を遣われるわけですよ、実際。吸っちゃ悪いかなと。そのお互いのプレッシャーを解消してほしいというお願いをしているわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

今、総合体育館については、植栽というのはちょっと厳しいかと思いますがけれども、通路上、場所としては総合体育館の喫煙所を動かすとしても、やはりその出入口が正面の玄関から今近いところに設置しております。ほかの武道場のほうでも、入り口が数か所あったりとか、窓を開ける部分があったりとかということで、そういった部分で総合的に勘案して、今の場所に喫煙所を設置しておりますので、臭いが漏れない方法があれば、そういった部分も考えていきたいとは思いますが、場所の移設については、早急に結論を出すのはちょっと難しいと思います。

ただ、先ほど申しましたように、現在の部分から何かプラスしてできるもの、ただそれをしたから全てがうまくいくかという話にはならないとは思いますが、できる部分があればそういった部分も考えていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1分で終わります。

多目的運動場のところは、ここの251と114に答える形であそこに造り変えたつもりなので、そこを御理解いただきたい。

そして、動線とおっしゃいますが、動線というのはそこを通るということなので、少なくとも、すぐそこの横を通ることはないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

あと、体育館は何か方法がないかというのを、やっぱり一番近いところなので、それはこれから考えていきたいなというふうに思います。最近造った多目的運動場は、そういうふうなことで造ったものでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

今、町長、御回答ありがとうございます。ぜひそのところは、特に体育館のところは全力で御配慮いただきたいと思っておりますし、それから、運動公園に入ったところ、奥のほうでのね、申出に応えたということで、その趣旨はよく分かります。ただ、あそこが非常に人がまた集まりやすいところなので、あそこを何とかもうちょっと植栽とか、そういうところのできるのであれば御配慮をお願いしたいと思います。

それから、あと合宿所、ここは先ほど業者の方と話をしたんですけれども、業者の方も、あの方もたばこはお吸いにならなかったので、ちょっと心配されておってですね。実はもうちょっと手前にありましたね、私が見に行ったときは。それが急にちょっと奥のほうに入っておりますけれども。やっぱり話をしたところ、あそこにはガスボンベとかもあるから危険だということで、最終的に話になったのは、合宿所の裏側、雨が降っても伝って行けると。その裏のところにちょっと屋根をつけたような、パーテーションで仕切ったような、そういうものがあつたらいいねというふうに話をして帰ってまいりました。

やっぱり業者の方も大変気にしておられて、正面の、今、町長がおっしゃった場所、総合公園のところに行ってもらえばいいということも思ったんですが、それだと雨が降ったときに、たばこをお吸いなる方たちがかわいそうだと。だから、ほかに何かいい方法がないのかというふうに僕も思っていますとおっしゃっておりますので、ぜひそのところは、あそこは子どもたちが大変多うございます。ですので、そういうふうな業者の方の思いも、私の思いと一緒に酌み取りいただきまして、そこはぜひ御検討いただきたいと思っておりますが、

いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

合宿所についてはちょっと敷地の面積が狭いということもありまして、なかなか十分な場所が確保できないということもあります。なるべくそういったところで、子どもたちの利用等もありますので、場所については今の部分が適切か、どういう形を取ったほうがいいのかというのは、もう一度、合宿所の委託業者のほうとも話をしながら考えていきたいと思います。

○議長（末次 明君）

もうあと30秒です。中村議員。

○5番（中村絵理君）

最後に、その間に時間が参ります。

私……

○議長（末次 明君）

時間になりました。

○5番（中村絵理君）

以上です。すみません。もうそこで遮られたから失礼しました。

○議長（末次 明君）

これで中村絵理議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○7番（松石健児君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番議員の松石健児です。通告書に基づき質問させていただきます。

その前に、外はめっきり寒くなりましたけれども、この中は結構暖かくて、昨日、水田議

員が、12月は師走だということで師走のことを少しお話しされました。旧暦では、師走、12月のことを春待月——春を待つ月というふうにも呼びます。ゆっくり春を待って、師走、忙しい月ではありますが、やることをやって年末はゆっくりしたいなと思っています。正月は迎春という春を迎えるという形になろうかと思っています。

今日は少し軟らかい話から入ったのは、息子が、三男坊が傍聴に、2日前にサプライズで帰省してきまして、アメリカで救急救命士の仕事をして、アメリカのロス郊外に住んでいる友達を連れて今うちに一緒に住んでいるんですけども、18日ぐらいまでうちのほうにいますので、少し英語の勉強もしながら楽しませてもらいたいと思います。昨日は、長崎のほうに原爆資料館に行って、浦上天主堂、それから、稲佐山等に行って、今日の夜は福岡のほうで買物や遊びをしたいというふうに言っております。傍聴で基山町在住の外国の方が来られたことはあるかもしれませんが、海外からいろいろ観光を兼ねて基山町の議会を傍聴しに来たツアーというか、傍聴ツアーを兼ねたインバウンドは彼が第1号じゃないかなと思っております。そういう冗談はさておき、質問事項に入らせていただきます。

まず、質問事項1、ゼロカーボンシティの取組について。基山町環境基本計画に基づき推進しているゼロカーボンシティの取組について、現在の状況、今後の課題及び関連事業の進捗に関して伺います。

(1) 基山町環境基本計画第1章第4節に定める計画期間（令和4年度から令和13年度の10年間）の進捗状況を評価するための報告書は毎年作成されていますでしょうか。

(2) 令和7年度予算特別委員会の審査報告書において、公共施設等の脱炭素化事業説明が議会になかったことから、文書により経緯を説明するよう提案したと記載されていますが、当該経緯説明文書は、その後、議会へ提出されましたでしょうか。

(3) 令和4年度に再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス等）導入検討事業及び令和5年度の太陽光設備導入可能公共施設調査事業の実施を踏まえ、今後の具体的な設置計画の進捗状況と課題をお示してください。

(4) 令和7年度ゼロカーボン推進に関する補助金交付事業について、下記それぞれの直近の交付実績（件数、金額等）をお示してください。

ア、省エネエアコン購入補助金。

イ、電気自動車等購入補助金。

ウ、家庭用太陽光発電システム導入補助金。

(5)大規模なメガソーラー設置に関する規制の必要性についての町の見解と、基山町森林整備計画における関連する方針を伺います。

次に質問事項2、町の鳥の制定をということで、佐賀県の県鳥——県の鳥は、国の天然記念物にも指定されているカササギ（カチガラス）で、昭和40年（1965年）に制定されました。鳥栖市の鳥はメジロで、平成6年（1994年）に市民投票で制定されました。小郡市の鳥はシラサギで、昭和57年（1982年）の市制施行後に制定されました。基山町の鳥は現在のところ制定されていません。

自然豊かな町のイメージアップにつなげてほしいと思い、下記の質問をさせていただきます。

1点のみですが、(1)町の鳥の制定に関して、町の見解をお示ください。

以上で1回目の質問を終わります。分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

「Nice to meet you」、答弁は日本語でよろしいでしょうか。松石健児議員の一般質問に答弁させていただきます。

ゼロカーボンシティの取組について、(1)基山町環境基本計画第1章第4節に定める計画期間の進捗状況を評価するための報告書は毎年作成されているかということでございますが、環境基本計画の進捗状況は、毎年、基山町環境審議会というものを開催し、そこで報告をさせていただいているところでございます。

(2)令和7年度予算特別委員会の審査過程において、公共施設等の脱炭素化事業説明が議会になかったことから、経緯説明するように提案したとされているが、当該経緯は、その後、議会へ説明されたかということでございますが、現在、脱炭素に係る事業については、太陽光パネル設置についての検討をしておるところではございますが、まだなかなか進捗しておりませんので、議会への説明にはまだ至っていない、そういう状況でございます。

(3)令和4年度に再生可能エネルギーの導入検討事業及び令和5年度の太陽光設備導入可能公共施設調査事業の実施を踏まえ、今後、具体的な設置計画の進め方と課題を示せということでございますが、令和4年度再生可能エネルギー導入調査では太陽光発電とバイオマスの導入効果があるというふうな結果が出たところでございます。これを踏まえて、令和5年

度に公共施設の太陽光発電設備導入可能性調査を実施したところでございまして、庁舎への導入が一番効果が高いというふうな結果になったところでございます。

太陽光発電設備のみでは国のメニューがちょっと減ってしまして、今、単独で小中規模ぐらゐのものについて使えるメニューがなく、高効率設備への更新や断熱対策など、いわゆるZEB化対策を盛り込むことで国のメニューが活用できないかということで、今、再度検討を始めたところでございます。または、第2世代交付金なんかも使えないかという検討も今やっているところなんですけれども、なかなかちょうどいいメニューがないという状況になっているところでございます。

課題としては、閉庁日に発電された電気を有効に活用する方法を考えなければいけないというふうなことを考えているところでございます。

(4)令和7年度ゼロカーボン推進に係る補助金交付事業について、それぞれ下記の直近の交付実績を示せということでございますが、ア、省エネエアコン購入補助金は、これは現在、申請件数が259件で申請金額が773万円、11月末現在の交付件数は170件で交付金額が502万1,000円というふうになっております。年度末までにまた交付が申請件数に近いような形になっていくかというふうに考えております。

イ、電気自動車等購入補助金でございますが、現在、申請・交付件数は1件ということで、申請・交付金額は8万円というふうになっております。これはもともと立てつけを国の補助金をもらった方への上乗せで考えていたんですが、全く国と別の条件を付してしまったので、それじゃなかなかうまくいかんという話はずっとしていたんですが、年度末までにそれが変わりましたので、こういう形になってしまっております。

ウ、家庭住宅用の太陽光発電システムの設置補助金は、11月末現在、交付件数は2件、交付金額は16万円となっておりますが、現在建設中の住宅への申請件数自体は今10件というふうになっておりますので、これも最終的にはこの数字になるか、もしくはそれに近い数字になるというふうに考えております。

(5)メガソーラーの設置に関する規制の必要性について、町の見解と基山町森林整備計画における関連する方針を問うということでございますが、まず、メガソーラーの設置申請で、森林法や農地法が関係する場合には許可が必要になります。また、危険な盛土等による災害から守るための盛土規制法でも規制されますので、まずは森林法、農地法、盛土規制法で規制されるものというふうに考えております。

森林法に基づく、基山町森林整備計画におきましては、上位計画でございます佐賀東部地域森林計画において、同法で定める林地開発許可制度の運用に当たっては、重要な役割を果たしている森林の他用途への転用を極力避けるということになっていきますので、これでもある程度の規制がかかってくるというふうに思っております。

また、森林法では、林地開発許可の審査において、許可権者である県は関係自治体から意見を聴取することになっておりますので、許可申請内容を厳正に確認したいというふうに考えているところでございます。

また、蛇足ではございますが、一番メガソーラーが盛んだった頃に比べて、いわゆる購入単価が4分の1になっておりますので、採算性の面で見ても非常に悪くなっておりますので、どれだけのことを誰が考えるかというのかなり厳しい状況にはなっているんじゃないかというふうに思います。

2、町の鳥の制定をということでございますが、(1)で、町の鳥の制定に関して町の見解は。ちょっとこれは非常に簡単に答えてしまっておりますが、町の中では相当議論を各課長さんたちともやったところでございます。

県内の状況につきましては、佐賀県、鳥栖市以外では、太良町がウグイスというふうなものを指定しているところでございます。大概のところはもう、先ほど御紹介いただいたように、カチガラスとかシラサギとかメジロとかがされておりますので、基山町としてこれはみたいな感じで町の鳥として制定するようなものが今、逆にもうないんじゃないかみたいな議論が庁内の我々の会議の中では出たところでございます。だから、そういう意味では、現段階では制定する予定はございません。

あと、町の鳥じゃございませんが、エミューというのもまた別途全然違うところにありますもんで、そことの関係性の整理なんかも必要とか、いろいろ意見は出ました。これは問題提起だというふうに思いますので、また何か基山町の鳥としてこんなものがあるんじゃないかみたいな御提案があれば、ぜひこの一般質問の中でもしていただければ、またさらに検討はできるんじゃないかなというふうに思っております。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

これから2回目の質問に入らせていただきます。これより一問一答でよろしく願いいたします。

この環境基本計画について少し整理させてもらいますと、この計画自体は、この中には、生活環境、循環型社会、あるいは自然環境についても含まれております。今回については地球温暖化対策等についてを中心に質問させていただければと思います。

それとまず、この上位法というか、令和元年12月に基山町環境基本条例が制定されて、その後、令和4年2月にこの基本計画が制定されました。その令和元年ぐらいからこの計画を少しずつ練ってこられたんだと思いますけれども、令和4年2月2日には、2050年ゼロカーボンシティ宣言も宣言されてあると。そして、令和6年に見直しを行って7月3日付でこの環境基本計画をまた見直しで出されているということで、今回は令和7年3月に更新された基山町環境基本計画に準じて質問をさせていただきたいと思います。

まず、(1)のこの内容の進捗状況、これは令和4年度から令和13年度の10年間で進めていく話ですけれども、毎年、報告書を提出するような形になっております。これは御答弁では基山町環境審議会を開催し、その中で報告しているとありますが、報告書、あるいは議事録はホームページなり公開されていますか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

議事録及び報告書というのは、ホームページ等では公開はしておりません。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

公開されていなければ、これは報告書、審議会とは書いていないんですよね。この環境基本計画の中には、毎年、報告書を提出するような文章で、進捗状況を評価するため、毎年、報告書を作成しますという文章になっているはずですよ。もうこれは令和4年度からですから、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度はまだでしょうけど、3つは報告書ができていないといけないと思います。あわせて、これはちょっと先ほど言い忘れたんですけれども、令和3年には栗野議員、令和4年、令和5年には松石信男議員で、昨年、令和6年には佐々木議員が一般質問をされておりますけれども、太陽光関連が含まれる質問ということ

でされているんですが、その中でもこういった報告は全く出てきていないんですよね。これはどういうことでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

以前の一般質問については、質問される議題についてということで答弁をさせていただいたかと思っております。

昨年度の審議会のほうで環境基本計画の見直しの部分を審議していただきましたので、その際は、報告書という形ではなく計画書の変更部分、そういった部分を審議会のほうで、計画書のほうは変更案という部分で説明をさせていただきながら審議をしていただいたところでございます。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

いや、そうじゃなくて、計画書には毎年報告書を提出するということになっているんですよね。これは令和4年度から令和13年度で、令和8年度、もう来年度には見直しをして、令和9年度には中間での見直しの改定版を出すような計画になっているんです。その計画どおりの予定なのかどうかもちょっと確認はしたいんですが、予定どおりそこを進めるのか。提出されていなければ何を——じゃ、今度改訂版、令和8年度見直しをして令和9年度にこの計画書が更新されたとき、今までの報告書関係は全く見れずに議会は審査というか、計画書ですから審議対象にはならないかもしれませんが、我々は、町民の方も含めてですけど、意見としては何を基準にしていったいいのか分からないんですが、その辺のお考えを。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

環境基本計画については令和9年度で中間の改定ということで、そこに向けての中間見直しのほうを行っていく予定にしております。

以前の部分でそういったところで議会のほうへの提出の部分はなされておられませんけれども、今後のその見直しの部分でこういった形の変更があるかという進捗状況については、こ

の見直しの際には提示のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

いや、それはそれでお願いしたいんですが、そもそも毎年提出するというこの文言、これについてはどうお考えですか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

環境基本計画の計画期間の中で報告書を作成しますということで書いておりますので、その部分、ちょっと今までの部分で具体的な報告書という形ではなく、先ほど申し上げましたように、その変更部分、進捗部分の報告というのみになっておりましたので、そういった部分はきちっと報告書のほうの作成をしていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

であれば、来年度になるでしょうけど、令和4年度から令和7年度まで、それを総括した報告書というのは提出いただけるという確約でよろしいですか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

今年度も恐らく年明けてから環境審議会のほうを行わせていただきますので、その部分の資料の中で進捗状況についてはそういう形としてつくっていききたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ちょっと前に聞けばよかったんですけど、今回の令和7年3月に改めて出したというのは、これは確認ですけれども、ゼロカーボンシティ宣言等を出されて補章の基山町地球温暖化対策実行計画あたりを追記されたということで、改定版を出されたということでよろしいです

よね。ほかに変更点があれば御説明ください。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

今、議員おっしゃったように、基山町地球温暖化対策実行計画のほうを補章として追加いたしましたので、その部分を見直しの中で含めて、令和7年3月分ということで改定をしたところです。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

分かりました。

今日、皆様のお手元のほうに、議長の許可をいただいて資料を1枚お配りしております。これは今回の環境基本計画の57ページに当たる部分です。

まず伺いたいのは、これは59ページにもあるんですけど、基準値と目標値というのが設定されていますね。基準値が令和2年度、目標値が令和13年度になっております。そもそも基準値、これはゼロカーボンして低炭素化に含めて、基山町では令和13年度には平成25年度比の46%CO₂を削減するというようなことで、2050年までにはゼロカーボンシティを目指すということですが、なぜこれは平成25年（2013年）じゃなくて令和2年度なんですか。これは59ページの資料、皆さんにはお配りしていませんけれども、公共施設への可能性エネルギーの設置件数や町内企業の太陽光発電設置数等についても基準値は令和2年度になっているんですよね。非常に曖昧なところで、基準、普通であればここの全体の流れでいけば、平成25年を基準にして出すべきじゃないかなと思うんです。その辺がちょっと私は分からないところがありますので、御説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

環境基本計画を策定した際に、基準値としてほかの数値もありますけれども、ここの部分が令和2年度というところで数値のほうを取っておりますので、それに合わせた形で、ここの表の3-18のところも基準値の部分については令和2年度ということで上げさせていただ

いております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

結構これは相当労力かけてずっと更新していつているので、まだこの更新の経験がないもので、多分、前の課長のほうがそこはよく分かっていると思います。だから、よかったら前の課長に今のさっきの基準値、年度の問題も含めて少し答えさせていただければと思います。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

前任ということで御説明させていただきたいと思います。

地球温暖化対策実行計画につきましては、議員おっしゃっていただきました令和元年度に環境基本条例を策定しまして、それに基づいた計画ということで数年かけてつくったものでございます。そのときに、環境基本計画の中にも地球温暖化の部分が、環境関係の部分がございまして。それが今、お手元にお配りされた資料の一部となっております。

これにつきましては、個別——地球温暖化だけではなくて、それに関わる電気自動車の台数だったり、コミュニティバスの年間利用者の数だったり、それぞれを一番身近なところの数字から目標年次に向かってどうしていこうかというのをつくったものでございます。

議員おっしゃっていただいた地球温暖化の分につきましては、補章のほうで別途、地域施策編ということでまとめておりまして、そこにつきましては、基準年度を2013年度として国の基準と合わせてまとめているものでございます。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ありがとうございます。まさにおっしゃったとおりで、基山町地球温暖化対策実行計画のほうでは、基準というか、基準値とは書いていないですけども、全部2025年から入っているんですよ。そこからどういう経緯で流れてきているかということなので、令和2年を基準にすること自体がおかしいまでは言いませんけれども、なぜここを基準値に置いているかということぐらいは補足説明を、どういう形でここからスタートしたのかぐらいは今の担

当課長のほうで分からないと、ほかとの整合性が非常に分かりづらいので、ぜひ今後の審議会等でもお話をいただいて調整いただければと思います。

それを前提にして、まず資料をお配りしている部分ですけれども、計画指標、基山町の二酸化炭素排出量、これが基準値、令和2年度で145で目標値が令和13年度で98ということです。この資料、計画の中では令和3年度まで出ております。令和3年度で12万4,000トンになっております。これは14万5,000トンから令和3年度が12万4,000トンになっていますけれども、その後の経過、国のほうとの整合性もあるんですが、細かい数字が分からなければ、増えているのか減っているのか、その辺の動向が分かれば御説明ください。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

基山町の二酸化炭素の排出量ですけれども、国のほうの基準に沿ったところを出し方の部分がありますので、そういった部分で、排出量自体の計算をしたところ、令和4年度の数字になりますけれども、14万3,000トンになっております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

あまり変わらずということで、これからいろいろ施策も大切になってくるんでしょうけれども、非常に厳しい目標値も掲げていますので、ぜひ今後も頑張ってもらいたいと思います。

ちょっと調子狂いましたけど、電気自動車はいいんですが、コミュニティバスの年間利用者数と1日当たりの数というのはいろんなところで聞かれていますので、あまり細かいところまでは聞かないんですが、まず、この2万2,600人からどれぐらい直近で状態がどうなっているのかということと、今後デマンドタクシー等を利用していきますよね。そうすると、利用件数というんですか、乗車人口というのは、バスを利用するのとどうなのかわちょっとよく分かりませんが、この3万5,400人という将来的な目標もある程度調整が必要だと思いますけれども、そこら辺も含めて御答弁をお願いします。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

コミュニティバスの年間利用者数は、令和5年度が2万8,890人、1日当たりの利用者数は98人となっております。令和6年度末が3万2,538人、1日当たりが111人となっております。こちらは増えた要因としましては、免許返納の方の利用が増えてあるのと、あとは小学生が通学で利用されているという件数が増えたことによるものだと考えております。

デマンド交通の本格導入を令和8年度から検討しているところですが、デマンドの導入に際し、コミュニティバスの利用者はやはり減ると思っておりますので、こちらの目標値を今、コミュニティバスの年間利用者となっているのをコミュニティバスとデマンド導入にするのか、もしくはコミュニティバスだけの数字で修正をかけていくのかというのはちょっと今後、まちづくり課と一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ありがとうございます。ということで、その辺はまた今後の計画でぜひ審議会のほうで検討をよろしくお願いします。

それと、最後の省エネルギーに関する教育の回数ですけれども、これは、上は毎年の回数になっています。基準値はゼロというカバーが入ってて、令和13年度が1となっていますけれども、これは注釈か何かで今後の環境学習及び環境教育は、小中学生及び町民等を対象とするため、目標の中から施策内容に応じて実施しますということですが、先々というよりも、この地球温暖化の問題が出ている今だからこそそういった教育、あるいは町民に対しての情報発信というのが大事だと思いますけれども、学校環境、教育環境等では、これは1になっていますが、この時期は1でいいのかもしれませんが、本来であれば、来年度、再来年度、実施回数を学年ごととか、小中学校分けてするのか、その辺も含めて少し増やすべきじゃないかなと思いますけど、ここには全くその数字が見えてこないんですが、いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今おっしゃった省エネルギーに関する教育の回数というところで、これだけ見ると何か基山町で省エネに関する環境教育等は一切行っていないような印象を受けてしまうんですけど、

実際は、学校において、3、4年生の社会で節水、節電とかも出てきますし、4年生では総合的な学習の時間ということで環境教育についてやって、省エネ教育等もやっています。また、県の事業でエコチャレンジというのがありまして、夏休みと冬休み2週間ずつ行動計画を立てて取り組むということもやっていますので、そういったところで環境教育はかなりやっているんですね。

この教育の回数が令和13年度に1となっている分については、恐らくやっぱりイベント的なものの実施回数がないというふうに考えていますので、今、九電と包括連携協定とかも結んでいますので、そういったところで体験型のイベント、九電のほうもみらいスクールとかやってあったり、例えば、筑紫野市で行っておられるこどもエコクラブとか、そういったイベント等もされておりまして、基山町においても何らかそういった学年を対象にした環境事業、省エネ事業みたいなのを始めるというのは早めに取り組みたいなとは考えております。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

まちづくり課のほうでも環境教育、教育というか講習会というような形ではありますけれども、今年度、住宅の断熱対策についてということで、サッシの大手の会社の方を講師で呼んで、どういった対策を取ったほうがいいのかというのを、これは子どもではなく大人を対象に行っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ですから、これも誤解を受ける可能性があるのですが、どういう意図でここに項目を入れたのか分かりませんが、これはもう項目として外されるか、あるいはこれまでの主立った実績を報告書で作成するとかのほうがいいんじゃないかなと思いますので、審議会のほうにぜひかけていただければと思います。資料の分については以上です。

次の(2)、これは3月に行われた令和7年度予算特別委員会の、このときは大久保議員が委員長をされたと思いますけれども、最後の委員会審査報告書ですね。審査過程において、公共施設等の脱炭素化事業説明が議会になかったことから経緯を説明するように提案したというふうに報告をされておりますが、その後、太陽光パネルの設置については検討している

けれども、議会への説明が至っていない状況ですということですが、議会軽視までは言いませんが、いろいろ試行錯誤されているところなんでしょうけれども、報告書で説明をするように提案しているんですよね。これは全協、あるいは違うところの場でも何かしらの説明があつてしかるべきだと、途中経過なら途中経過でも構いませんので、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

令和7年の予算特別委員会の審査の際に御質問あった部分について口頭で経過のほうはお答えさせていただいている部分になりますけれども、報告書のほうでこの部分についての説明をということで上がっておりましたけれども、令和7年度以降の公共施設等の脱炭素事業化について経緯を含めて説明するようにということで、その部分で令和7年度以降の部分を担当課のまちづくり課のほうで検討をしておったんですけれども、先ほど町長からの答弁にもありましたように、この脱炭素化事業の補助金のほうが、適切な部分がちょっと事業がなかなか見つからないということで、そういった部分でまだ検討を重ねているところです。そういった部分で、現段階で令和7年度以降の部分への報告のところをちょっと検討中であるというところで報告には至っていない状況ですけれども、そういう部分、今日答弁をさせていただいた部分も含めて、今後、議会のほうに経緯も含めて脱炭素事業のほうは報告を上げさせていただきたいと思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

皆さん御存じだと思いますが、これは令和4年度に再生可能エネルギーの導入検討事業で、決算ベースですけれども951万5,000円、その翌年の令和5年度に公共施設の太陽光発電設置導入可能性調査に1,124万7,500円、これも決算ベースで使っています。この2年間で約2,000万円の予算を使って今後のバイオマスも含めて太陽光発電の設置について検討するというところで、それを踏まえてやっていくというような状況の中、令和7年度の予算の段階では全くこの事業の内容が反映されていなくて、その説明もなかったというのは、終わった話ですけれども、私は非常に問題だと思っています。

逆に、これはよく最近言われていますけれども、太陽光発電が一般の住宅の部分も含めて今リサイクルがなかなか進展していないということで、これから2025年から2040年ぐらいまでの間、2040年問題とかとも言われていますけれども、太陽光発電の廃棄の問題、リサイクルの問題が出てくるような状態です。

また、ペロブスカイトですね、今、屋根に載っているのはなかなか分厚いもので、ペロブスカイト太陽電池は、フィルムで柔軟性があって車とか窓ガラスとかに貼れるという、これが2025年から2030年、国際競争激しいので、本年、来年ぐらいにはだんだん事業——大阪万博では出ていたみたいですが、少しずつ普及が加速してくるんじゃないかなと思っています。

であれば、もうこの3年間ぐらい凍結して、これは黙ってそのままにしておくと、この報告書なんかも計画も太陽光とかの内容というのはすごく進化が速いので、陳腐化してしまう可能性があるんですよ。ですから、設置場所等については報告書でも書かれてあるんでしょうけれども、公共施設で基山庁舎が一番最適だということを言われていますけれども、ここもかなり年数たっています。今後、リサイクルというだけじゃなくて、サーキュラーエコノミーといっただけじゃなくて、1つのものを長く使うと、リサイクルではなくて、その物自体を長く使っていこう、長く使うためにはそういった製品を開発していこうというような考えもこれから出てきます。

今、この庁舎とかに建てると、これがあと何年ぐらいこの庁舎を活用するのか分かりませんが、今後の省エネ対策とかも含めて太陽光設置すると、太陽光設置だけでも25年ぐらいは設置しなくてはいけませんので、その辺の計画が本当に妥当なのか。例えば、合宿所とか社協の交流館ですか、あそこが平成8年にたしか建設されていると思いますので、そういった新しい施設に太陽光を設置するということであればいいんでしょうけれども、この報告書が上がっていても、我々の考えでこの製品化されているものを加味していくと、だんだん考え方が変わってくるところがあるんですよ。であれば、少し町としても国の予算が補助メニューがないというのもあるんでしょうけれども、少し様子を見て、バイオマスが先にできるのであれば企業等も含めてバイオマスに検討してもいいですけども、考えて、ある程度具体的な国の補助メニュー、あるいはペロブスカイト太陽電池、あるいは蓄電池の補助等が、このZEB制度も当然ですけども、少し先送りというか、そういうような考えでもいいんじゃないかなと思うんです。逆に、太陽光を設置するまでは基金まで設置するかは別

として、公共施設等の管理計画の中に少しプラスして太陽光の分を上乗せして基金に積み上げるとか、そういうことでもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

太陽光の部分が、先ほどペロブスカイト太陽電池のお話を議員のほうからいただきましたけれども、いろいろ新しい技術等も出てきております。ただ、ペロブスカイトのほうも検討をしましたけれども、なかなか採択要件の部分が横展開に広がっていくようなところが要件にあったりとか、要件の部分でなかなか難しい部分もあっております。技術的な部分でこういった太陽電池関係はいろいろ日々新しいものが出ておりますので、そこと絡めて国の補助事業、そういった部分も見ながら、どこのこういった事業を持っていったほうがいいのかというのは、いろいろと情報を仕入れながらやっていきたいとは考えております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

あんまり突っ込むつもりはないですけども、町長も言われていましたけれども、庁舎が一番だろうと。正面のガラスのところとかに設置するという、あれはもうまさにペロブスカイトを想定した発想だったんじゃないですか。その商品がそもそも補助金の前に、今、国でも四、五社開発を急いでいますし、太陽光自体がもう今、現状はほぼ9割以上、99%ぐらい海外の太陽光を利用していますよね。それをペロブスカイトになってくると、国内メーカー、価格競争力があるかどうかは分かりませんが、国内生産分が出てくる可能性があると思いますけど。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

今御質問いただいた部分の分も吟味しながら、早めに取り組んだほうがいいのか、しばらく待ったほうがいいのか、そういったところもいろいろと情報を仕入れながら検討はしていかなければいけないとは思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに、松石健児議員が言われたような感じなゆえに動けていないというのがもう今の状況です。

ただ、このままだと、エネ庁も、それから、NEDOも、この補助金でいいのではないと思いますので、だから、さっきちょっと言いましたが、第2世代でもシインフラとしてこれが認められるなら少しでもやれるところがあればやっていくみたいなのはあるかなと思って、今その検討を指示しているところでございますので、またその結果が出ましたら議会の皆様にも御説明したいなというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

そもそもがまだこれは分からないんですけれども、片山財務大臣になられて、これはアメリカもやっていますけれども、日本版DOGE制度ですね。事業の見直しをして不必要な事業は削減していくと。特に太陽光に関しては、自分のところでつけて、自分のところの電力を賄って行って、自分のところが助かるんだから、何で国がそこまでいろいろ深く支援しなくちゃいけないんだと、そういう発想が出てきてもおかしくないんじゃないかなと私は今思っているんですよ。だから、そこら辺は推測の域を出ないので、今さっき申し上げたように、今検討中で検討中ですよというぐらいであれば、今後の商品開発とかももう我々もそういうところは見えていますので、少し時間を置いて、再度そういった新商品が出てきたり、事業用として活用できるような太陽光の活用に向けてペンディングするとか、時間を置くというようなことを少し検討されてもいいのかなと思います。もう先ほど申し上げましたので、答弁は結構ですけれども、そういったことを含めて審議会に諮っていただければと思います。

次に(4)です。

(4)はこれもゼロカーボン、低炭素社会でのいろいろ活動をやっている、省エネエアコンについては高齢者の熱中症対策も兼ねていますけれども、ちょっと時間もないので、はしりますが、省エネエアコンだけちょっと伺いますけれども、これは当初予算が

510万円ぐらいだったと思うんですよね。今502万1,000円になっていますということで、申請金額が773万円です。これは12月に補正上がっていましたかね。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

こちらの部分については、エアコンの部分については当初500万円で予算を上げさせていただいております。その後に予備費充用という形で議会のほうにも御報告をさせていただいたかと思いますが、予備費から100万円を2回充用させていただいております。それから、9月の補正予算で100万円追加のほうをさせていただいて、今現在、予算としては800万円というような形になっております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

失礼しました、私の読み違いです。太陽光発電も、電気自動車等の導入もぜひ広報を広げていっていただければと思います。

(5)大規模、これは私も大規模なメガソーラーというのはおかしいと思ったんですけど、省庁関係でこういうふうな文章を書いていたので、そのまま引用させてもらいました。

このメガソーラーの設置についてですが、御答弁いただいた内容は十分理解しました。

ただ、これは森林の伐採ですね、地域森林計画の伐採については、面積が1ヘクタール以上の場合は事前に都道府県へ林地開発許可申請が必要ということで、この場合、転用目的が太陽光発電施設の場合は0.5ヘクタールを超える場合というふうに条件がついているんですよね。なかなかメガソーラーの設置には厳しい状況ではあるんですけども、この法律は、国の法律も当然同じですし、各自治体で適用するのも一緒でしょうけれども、北海道辺りでも今メガソーラーの問題は引き続き問題が発生しております。ここは、基山町にも許可申請内容に意見を聴取することになっています。その前に、メガソーラーについてはもう設置を許可しませんというようなことはできないのでしょうか。非常にややこしい。もし、それこそ海外事業者等が設置等で来られた場合、住民との争いとかも含めて町としても非常に難しい対応を迫られる場合があると思いますし、基山町も限られた面積、南面を考えると、多少凹凸があったとして、もう設置を許可しないということでいいんじゃないでしょうか。いか

がでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

設置を許可しないというところで、1回目の答弁でもありましたように、現在、規制という形でやるところについては、森林法や農地法、それから、盛土規制法の中でそれぞれに開発行為があった場合に規制をされるという形になります。

大規模な太陽光発電、メガソーラーというような形をつくること自体を禁止するというのになると、それに対し条例なりの制定というのが必要になるかと思いますので、現状では、基山町の土地の部分でそこまでの施設の申請があるのかというところもありますので、まだ現状では太陽光自体、メガソーラー自体を規制するというのはできない状況ではあります。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

農地法に関連して大石農林課長、そっちでメガソーラーの設置があった場合、対応策はどう考えていますか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

現在のところ、農地法でいいますと、基本的に、メガソーラー、太陽光発電自体が大抵開発行為に当たらないことがほとんどなので、農地法上では、今の通常の転用の要件を満たせば規制することはできないというか、許可を満たせば通ってしまうというような状況でございます。

ただ、議員がおっしゃるように、規制すべきかというところなんですけれど、県内他の市町でも、農地に限らず規制というか届出だったり、少し条件はつけているところがありますので、そういったところも研究しながら、そういった規制が適正かどうか、農地だけのことはなかなか言えないところもございますので、全庁的にそういった議論が必要になるかもしれないなと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

そういうことから、今後、ペロブスカイトあたりは単価も下がってきますし、今、固定買取り価格等はもうほとんど下がってきて自家発電に活用するような流れにはなってきているんですけれども、今後、化石燃料等を削減していつてどうしても自然エネルギーに頼らなくちゃいけなくなった場合というのは基山町でもどこか大がかりな太陽光を設置しなくちゃいけないと。1つは、公共施設では可能であるかもしれませんが、やっぱり民間が参入してくるという可能性は往々にしてあると思うんですね。そういう理由で北海道辺りでも外資系が参入してきているというところもあります。もう答弁結構ですけれども、ここは今後の考えとして、やはり未然に防ぐ対策は取るべきじゃないかなと思います。全く駄目ということじゃなくても条件のハードルを上げるとか、そこら辺を少し御検討いただければと思います。以上で環境基本計画に……（発言する者あり）お願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに今、各自治体でそういう条例がやっとでき始めているぐらいな感じで、まだまともなやつはなかったと思いますので、その辺のところをきちっとして、自治体によっては、全体の面積の7割ぐらいはもう禁止だみたいなことを計画しているところもあるみたいなので、そこあたり、基山町も基山（きざん）の一番いいところにそれが建つとよくないと思いますので、そこらあたりはきちんとこれから早めに考えていつて、早め早めに対応していけたらいいなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ぜひお願いします。

1個だけちょっと忘れていました。

さっき庁舎で補助金のときにZ E B化対策をちょっとおっしゃいましたけれども、これはNet Zero Energy Buildingの略でZ E Bということで、もう一つ、以前もちょっと話をさせ

てもらいましたが、Z E Hですね、一般住宅に対しての高性能な高気密住宅、これに対しては、国の制度で55万円から最大で160万円ぐらいの国の補助メニューが現在もあると思います。国は国で補助メニューはあるんですけども、これは、一般住宅はこのZ E H住宅に、高性能住宅に変えた場合は、大体200万円から300万円、通常の住宅よりも予算が必要になってくるという試算があるんですよね。であれば、あんまり大きな金額じゃなくてもいいと思うんですけども、この太陽光と電気自動車を含めて、今後の住宅建設に関してそういった高性能住宅を建てる方に対しても少し補助の範囲の考えをしていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

Z E Bを申したのは、先ほど庁舎をイメージしていて、庁舎の太陽光だけでは今、庁舎の、その規模の補助事業はないんだけど、Z E Bとかを組み合わせたら補助事業があるかもしれないぐらいの、そういう感じだったのでZ E Bなんですけど、Z E Hはもうまた全然概念として違いますので、そこはまた別途検討させていただきます。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

よろしくお願いします。

次、2番目の町の鳥の制定をということで、私が今まで3期目で議員して一番ソフトな質問だと思いますが、非常に冷たい回答だったなというような、さっき町長が少しお話しされたんですけど、じゃ、どんな鳥が挙がっていたんでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この一般質問の勉強会の中でちょっと話をしたのは、鳥栖市とか佐賀県自体、あと、太良町とかにある鳥、もちろんそういう鳥は町内にもいるけど、ほか何があるかねという話をしている中で、キジはあるかなという話はあったんですけど、私ほぼほぼ目にしないので、どうかなというのがありますし、先ほどエミューという話もありましたけど、エミューは商売

で飼ってある鳥なので、それもどうかと。正直これはと思うようなものを思いつかない、そういう状況だったと思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

先ほど言えばよかったんですけど、なぜこれを今回、鳥の制定ということを申し上げたかという、いろいろ理由はあるんですけど、少し年も取ってきて季節感を感じるようになったのかなというのもありますし、産業振興としてエミューはいいんですけども、基山町の鳥といってエミューというのが定着する前に何とかそれを防げないだろうかというところが1つありまして上げさせてもらいました。

書いてあるとおりに、太良町がウグイスを指定している以外は、鳥栖市と小郡市は今私のほうで挙げさせてもらいました。久留米市はカワセミなんですけれども、クロスロード協議会がやっているところと交流があるような、今、神埼市のほうまで交流を広げるような話もありますけれども、現在、議会でも交流がある2市1町の鳥を挙げさせてもらいました。これにウグイスって太良町が、で、いろいろ調べたんですけども、基山町というと、木も花もツツジなんですけれども、ツツジに一番ふさわしい鳥は何かというので調べると、やっぱりウグイスが一番に上がってきたんですよ。それと、ウグイスは春の訪れをもたらす鳥ですけれども、ウグイスの鳴き声が、御存じのとおり、ホーホケキョという、これで鳥をすると、基山町の真言系の瀧光徳寺と本福寺と吉祥寺も真言宗なんですね。大興善寺は天台宗なので、法華経という鳴き声がする鳥はあんまりよろしくないんじゃないかなということで、こういうのに時間あんまり費やしたくないんですけども、私はホトトギスがいいんじゃないかなというように思っております。夏の訪れで、歌とかでもよくありますけれども、「目に青葉 山ホトトギス 初ガツオ」とか、あと、仏教関係でもすごくホトトギスは出てきます。

それと、天智天皇にゆかりのある鳥はいないかどうか調べたんですけど、それはなくて、ただ、天智天皇の皇子で志貴皇子という方が万葉集にホトトギスの名前の歌を歌われています。ホトトギスを挙げると、あの基山（きざん）の天智天皇の碑も非常に喜ばれるんじゃないかなと思います。最終的には、町民アンケートなりで選ばれてもいいのかなと思っておりますが、あと、ホトトギスは有名な言葉がありますよね。「鳴かぬなら殺してしまえホトトギス」は織田信長、豊臣秀吉は「鳴かぬなら鳴かせてみせようホトトギス」、徳川家康は

「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」、私の感覚では、第2次高度成長期時代、基山町の庁舎を建てた時代、あと、天本町長の頃は「鳴かぬなら鳴かせてみせようホトトギス」で、小森町長のときは「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」じゃないかな、松田町長は、ちなみにこの中だったらどれだと思いますか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

信じられないかもしれませんが、私はどっちかというと、鳴くまで待つタイプだと思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

だそうですので、そこはちょっと冗談ですけど、こういったこともホトトギスを話題にできるということで、よかったら検討していただければと。

あと、野鳥の会とかも今全国にサポーターも含めて5万人ぐらいいますし、基山町の環境を、ホトトギスも鳴いていると思います。ウグイスも鳴いていますし、メジロからヒバリとかも鳴いていますので、ぜひ。昔はいろいろ制定されていたんですけど、ほかが今やっていないので、自然環境を守る基山町としては、出すと非常に話題に出るんじゃないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（末次 明君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○9番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。9番議員の栗野久明です。

傍聴の皆様には、お忙しい中の御来庁、誠にありがとうございます。朝夕が一段と寒さが厳しくなりというところですが、今日から週末は少し寒波も和らぎ、あったかくなるというような天気予報もありました。そう言いながらも、インフルエンザやコロナ感染症にかかる方も身近におられるということで、何かとまた町のイベント等もあります。そういったにぎわいの場に出かけることもあろうかと思いますが、体調管理を各自行っていただいて、年末を乗り切り、元気に来年を迎えられるようお願いいたします。

余談になりますが、前回の一般質問の中で松石健児議員が、町の鳥はどうでしょう、何がいいのでしょうかという会話がありました。私、この場を借りてちょっとだけ。鳥はサギがいいのかなと。聞こえは悪いからシラサギとか、そういった形でもいいんですけど、青いのもいるから、学名が分かりません。豊かな田園風景かなと。耕運機で回したときに後ろをついて回る青いやつ。青いサギですかね、こういったのもいいし、小都市なんかにも多いですけど、河川のそばに200メートルピッチぐらいでずっと鳥がいます。そういった鳥は環境汚染されていない川しかないのかなと思いますので、環境の話もありましたので、私はそれを提案したいなと思っております。

それでは、早速、私の本日の一般質問に入ります。

これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問をいたします。

今回の質問事項は2点であります。

1点目は、少額随意契約（建設関係）についてです。

この質問の要旨は、令和7年3月25日、予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令が閣議決定されました。財務省より昭和49年以降、約50年間据え置かれていた少額随意契約の基準額が、物価上昇を受けて改正されたということでした。また、地方自治法施行令第167条の2も、普通地方公共団体が規則で定める範囲内として、令和7年4月1日より引き上げられたということです。そのことにより、本町での影響とか、少額随意契約の在り方について見解をお聞きしたいということで上げております。

具体的に、町長にお伺いいたします。

まず、(1)修繕関係の少額随意契約の基準額をお示してください。

それから、(2)基準額の改正により、町のメリット及びデメリットはあったのか。また、今後どのようなことが想定されるのか、お示してください。

(3)直近5年間の建設関係の修繕に関する随意契約の件数と金額を、町内・町外業者別、主たる事業所を町内に構えているか否かを基準とされていると思うんですが、そこら辺をお示してください。

また、(4)発注先の選考はどのように行っているのか、お示してください。

(5)見積額の査定はどのように行っているのか、お示してください。

(6)番目として、随意契約業者の選定では、見積書のほか、どのようなことを重視しているのか、お示してください。

(7)問目は、選定理由の中に維持管理に関する町内業者の技術職の担い手確保や育成は含まれているか、お示してください。

2点目は、行政区や組合の運営についてであります。

この質問の要旨は、基山町は移住・定住施策や子育てに関する福祉等が充実してきたことから、順調に若い世代、若者世代の移住等により、徐々にではありますが、人口は増加しております。このような中、急速に人口が増加している区、または増加が見込める区があります。今後、行政区や組合の運営支援を町としてどのように考えているのか、その見解をお伺いします。

具体的に、町長にお伺いします。

(1)行政組合長にどのような事務委託を行っているか、お示してください。

(2)行政組合長事務委託料の積算根拠をお示してください。

(3)行政組合に加入していない町民に対して事務遂行に支障はないのか、あればどのように対応しているのか、お示してください。

(4)急速に人口が増加している区や、今後、増加見込みのある区の運営をどのように町は考えているのか、お示してください。

以上、私の本日の一般質問といたします。御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栗野久明議員の一般質問に答弁させていただきます。

鳥、今年から基山町に来るようになった相撲取りもいいかなと思ったりしました。余計なことでした。すみません。

1、少額随意契約（建設関係）について。

(1) 修繕関係の少額随意契約の基準額を示せということでございますが、少額随意契約の基準額につきましては、修繕関係の基準額を昨年度まで50万円以下としておりましたが、令和7年4月1日に基山町契約規則を改正し、100万円以下としておるところでございます。

(2) 基準額の改正について、町のメリット及びデメリットはあったか。また、今後どのようなことが想定されるかということでございますが、基準額を50万円以下から100万円以下に改正したことにより、少額随意契約件数の増加が見込まれているところでございます。その増加によるメリットとしては、競争入札を実施することなく、見積り徴収による価格の比較で発注できることから、より多くの案件で事務の簡素化と手続期間の短縮による事業実施が図られるものと考えておるところでございます。デメリットとしては、契約事務の増加による事務量が増加しますが、全体的な事務で見ますと、大きな事務量の増加にはならないというふうに考えているところでございます。

(3) 直近5年間の建設関係の修繕に関する随意契約の件数と金額を、町内・町外業者別に——主たる事業所を町内に構えているか否かを基準とする——で示せということでございますが、直近5年間の建設関係の少額随意契約の件数と金額は、令和3年度は町内業者230件、2,026万2,000円、町外業者28件、293万4,000円、令和4年度は町内業者246件、1,746万4,000円、町外業者38件、581万7,000円、令和5年度は町内業者332件、2,282万3,000円、町外業者64件、829万1,000円、令和6年度は町内業者264件、2,447万1,000円、町外業者59件で701万2,000円、令和7年度は11月末現在で町内業者156件、1,887万4,000円、町外業者31件、663万7,000円というふうになっているところでございます。

(4) 発注先の選考はどのように行っているかを示せということでございますが、少額随意契約の発注先について、修繕の内容により、入札参加資格登録者と、入札参加資格登録をしていないが、地元事業者で受注を希望される事業者から選考しているところでございます。入札に参加しないが、受注を希望される町内業者には、町が発注する小規模な工事、修繕、物品購入の受注を希望する事業者としての小規模工事等契約希望者の登録をいただいているところでございます。

(5) 見積額の査定はどのように行っているかということでございますが、見積額の査定の際は、まず予算の範囲内であるかどうかを査定いたします。予算より大きく安価な見積書を提出される場合は、施工数量や面積、単価などを確認し、必要に応じ、事業者への聞き取り

を行った上で最終的な判断を行っているところでございます。

(6) 随意契約業者の選定では、見積書のほかにどのようなことを重視しているか示せということでございますが、提出された見積書の内容を審査し、随意契約業者の選定を行っておりますが、見積書徴収の前段階で、入札参加資格申請書により各事業者の経営規模、契約を履行する技術力や業務執行の信頼性などを審査し、発注先の選考を行っているところでございます。

(7) 選定理由の中に維持管理に関する町内業者の技術職の担い手確保や育成は含まれているか示せということでございますが、まず、随意契約業者の選定においては、発注する段階で町内事業者を優先的に選定しているところでございます。今後も町内事業者の受注機会を増やし、次世代の技術職の担い手確保や育成につながるよう発注を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

2、行政区や組合の運営について。

(1) 行政組合長にどのような事務委託を行っているか示せということでございますが、毎月発行している「広報きやま」等の印刷物の配布や各種通知を回覧していただいているところでございます。

(2) 行政組合長事務委託料の積算根拠を示せということで、1世帯当たり月額80円を乗じた額で委託料を積算しているところでございます。

(3) 行政組合に加入していない町民に対して事務遂行に支障はないか、あればどのように対応しているかということでございますが、印刷物等の配布につきましては、行政組合未加入世帯へは区長及び区長代理に対応していただいております。支障はありませんが、未加入世帯が増えることにより、区長及び区長代理の負担が増えることが課題となっているところでございます。また、組合回覧では未加入世帯へ同情報が届かないような状況がありますので、町のホームページとLINEを活用した電子回覧板で同情報を提供するように心がけているところでございます。その他、行政組合に加入していないため、ごみ集積場の使用に関してトラブルになることがあります。これが課題だというふうに考えております。

(4) 急速に人口が増加する区や、今後、増加見込みのある区の運営はどのように町では考えているかということでございますが、今後、人口及び世帯数が増加する区の在り方について、区の分割等の再編を検討する必要があるようになるかもしれませんが、もともとその区の自主性をある程度尊重しておりますので、尊重しつつ、またそういう状況になった場

合は、行政区域審議会というものがございますから、これを設置し、議論いただくようなことになると思いますが、まずはこの審議会の前に区長会の御意見をお聞きするという手順になると考えております。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

今日は質問数の少ない質問事項2の行政区や組合の運営について、から質問させていただきます。

(1)で行政組合長の事務委託料についての質問をしましたが、その再質問になります。

自治会によって多少違うのかもしれませんが、高齢化率の高い私が住んでいます15区の場合は、区長は選挙で選ばれております。行政組合長は、その組合の中の輪番で回しているというような状況でございます。区長、区長代理、自治会長とか自治副会長とも言いますけれども、ここでは区長ということで、町から区長等の設置及び事務委嘱に関する規則にのっとり、町からの通知の伝達及び広報配布や事務事業の協力等を行うために委嘱を受けております。その中で、行政組合長の人事は区で行っていますが、高齢化が進み、健康上の問題や体力不足を理由に辞退するケースが年々増しています。つい先日の運営委員会でもそういった議題が上がっておりました。この人事は町の範疇ではないことかもしれませんが、区にとっては対策を今から考えていかないと、先が見えてこないような深刻な状況に進みつつあります。町としては、この事務委託の中身を精査して、今のままでいくのか、また今後のために見直し、研究を進めていくのか。私は見直しの研究を進めてもらいたいなと思っておりますが、そこら辺の見解を担当のほうでお願いします。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

行政組合長への事務委託のほとんどは、広報、配布物がメインだと思います。広報の配布につきましては、令和5年5月からだったと思いますが、広報の作成が月2回から1回に変わっていますので、その分では配布する手間といいますか、業務量としては軽減ができて

いるのではないかなとは思いますが。もっと軽減をという話になると、配布をやめるしかないかなとは思いますが。じゃ、やめてどうするのか。広報自体の発行をやめるのか、ウェブだけにするのか、もしくは郵送でやるのか、あとポスティングでやるのか、幾つか手法はあると思いますので、これは今後、検討をしていく内容だと思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

先ほど言いましたが、15区の運営委員会でもそういったちょっとお話があって、意見を聞いている状況でございますけれども、前向きな方は動ける者がすればいいんじゃないかという意見もあるし、それじゃ不公平じゃないかというような意見もありまして、これは本当に先々考えて、今から10年後という、70代であった人が80代になってしまうという、こういった深刻化しているなど。だから、言われるように、配布物のやり方、方法。軽減する方法があれば、今から検討すべきことかなということがありまして、提案をしております。

次に入りますが、(2)で行政組合長の事務委託料の積算根拠ですね。積算根拠は先ほどお答えいただきました。それを戸数で掛けてやっているということでもいいんですが、月額80円で、今、配布回数を減らしてそこら辺の軽減を図ったという御回答もありますが、この80円と算出している分の中身ですけど、例えば、けやき台のような集合密集した地域と、中山間地域が同じ値段なのですかと。これは私は全体のことを考えて言っていますので、ぱっぱっぱっと配れる場所と、隣の家が150メートルぐらい離れているところもあるといった地域格差もありますが、そこら辺は考慮されていないのかどうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この単価につきましては一律でございます。地域性を積算に反映しているような状況はございません。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

地域の格差は考慮されていないということで、これは以前からそういったことでやられて

いるのかなとは思っていましたが、この月額80円の根拠と、またありますけれども、80円というお値段がこういった形で決まったのか。また、いつぐらいからそれをやっているのか。業務の委託ですから、例えば、それに関わる人は、それに費える、主には人件費と思うんですが、そういったそのために動いている時間等々がありますけれども、細かいことは言いませんが、そういったことが考慮されているのか。また今後、ここら辺の見直し等は考えられるのか、お願いします。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この80円の単価がいつからというのは、すみません、私もちょっと確認したことはございませんけれども、かなり以前からだと思います。これも少し想像の域を出ないんですけど、恐らく以前の、例えば、封書の郵便代あたりをベースに決めてきているのではなかろうかと思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

かなり昔からというか、私がした頃は、10年前ぐらいにこれに携わっていましたが、組合長になったときもありますけれども、私どもも始まった時期がいつなのかというのは分かりませんが、そこら辺で物価が高騰しておったり、人件費的な捉え方をするならば、例えば、職員の給与が上がったり、私どもは今度、議員としての報酬の見直しとか、いろんなことを提案していますけど、自分たちのことばかりしているじゃないかというような意見もちらほら聞こえてきます。そういったことで、この80円が果たして妥当なのかどうかということは検証しておく必要もあるし、私どももちゃんと答えられるような格好でやりたいと思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

その部分につきましては、じゃ、その80円が上げるとして、幾らぐらいが妥当なのかというところは研究をしないといけないと思っておりますし、区長会の中でもそういった御意

見、一部いただいている部分もございますので、そこは今いただいて、勉強しているところでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○９番（栗野久明君）

その見直しをしていく、研究していく中では、多分人件費の関係が一番近いのかなと思いますし、一番最初に言いましたように、地域密集地の地域と過疎地のところにかかる時間も変わってきたりしますので、何事も積算とかいった場合は、所要時間とか、そういったものを考えながら、人件費とかも考えながら、日当等々、そのたびに毎年やるのかというのはありますけれども、そういったのを加味しながら見直しの研究をしていただきたいなと思いますけど、これは要望にしておきます。

それから、この事務委託料についてですが、組合の人はそれぞれ違った捉え方をしております。言わば、いつ支払っていますかね。年に２回にしていたか、年末ぐらいに支払っていたか、ちょっと私も定かではないんですけれども、もらったときに、えっ、お金がもらえると言う方もおられます。お金がもらえるとは思っていなかったと。無報酬の世界でやっていたつもりだったけど、お金がもらえたと喜んでいる方。だけれども、中には詳しい方がおられまして、これは昔から同じ値段でやっておるということで、そういった声も上がっておりますので、この見直しは正当な理由があればできるかと思います。なおかつ、見直しすることによって、私どもは質問されたときは答えられるということで、早急にというような形は取れないかもしれませんが、ぜひとも見直しをお願いしたいなと思いますが、再度になりますが、もう一度見直しの件で。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

そこは今、検討、考えておりますけれども、じゃ、来年度からいけるかとなると、そこはちょっと今の段階ではお約束できませんけど、先ほどからおっしゃっていただいているように、人件費にしろ、いろんな物価にしろ、上がっておりますし、そういったことも考えて見直しが必要じゃないかという御意見だと思いますので、そこを踏まえて研究をしていきたいなと思います。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○９番（栗野久明君）

私も自治会のほうにはそういったことを申し入れて、検討していく、研究していく、即にはできるか分からないけど、前向きにちょっと検討していくということでお伝えしたいなと思っております。

それから、(3)になります。未加入の町民が結構おられるかと思うんですが、その対応について伺いました。

未加入世帯には、町のホームページとLINEを活用した電子回覧板で情報提供を行っているという答弁をいただきました。移住者が多い若い世代で、そう問題にはなっていないのかもしれないかもしれません。そういった媒体で、ぱっと見れる人も多くなっています。ただ、移住者にも高齢者はおられると思うんですが、そういった移住者については、そこに問題があるところがあればどういった対応をされますか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

すみません、確認ですけど、高齢の移住者で組合に入っていらない方という意味でしょうか。（「はい。おるかどうか分かりません。そういった方がおるのかも分かりませんがね」と呼ぶ者あり）

恐らくいらっしゃると思いますけれども、対応としては、若い、高齢であろうと、その年齢は関係ないと思います。組合回覧でお願いするときには、もちろんペーパーでお願いをしておりますので、それが回っていかない世帯の方、組合未加入のところについては、当然それが目に触れることがないので、ただ、それではまずいだろうということで、町のホームページ、それからLINEで、電子回覧板で開いていただければ、いろんなファイルがあって同じ情報が見れるというふうな、現在はそういう対応しかできないかなと思って行っているところです。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○９番（栗野久明君）

そうしますと、回答にもあったかもしれませんが、未加入世帯のあるところでは、区長、副区長、代理ですか、そこら辺が対応しているということで、全部そういった町の便りとか、町の分の情報、これは回っているということで理解していいのでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

各世帯への広報とか配布物に関しては、区長、もしくは代理のほうで対応いただいていると思いますけど、回覧板は組合外の世帯には多分回らないと思いますので、その方々への情報提供としては、先ほどから申し上げている電子回覧板で情報を提供する、そういうやり方を行っているということでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

そうですね。行政組合長のところで事務委託料で話は始めていますので、そこから漏れるところ、行政組合長が回っていないようなところについてはどうなっているのかなというのがちょっとありまして、そういった対応、苦情が上がっていないから多分こういった問題は起きていないのかなとも思いますし、耳にしたら、またどういったことで周知できるのか、研究をお願いしたいなと思います。

次に入りますが、答弁では、区長や区長代理の負担増、ごみ集積の課題などが上がっていますよというようなことをいただいております。このような課題ですが、ごみ集積に限らず、まだまだあるのではないかなと思いますけど、町の課題の収集は、どういった手順で、またどういったことで今取り組んでいるのか、また今後どうしていくのか、お答え願えますか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

いろんな行政区、それから行政組合の課題が出てきて、その情報をどう集めているかという趣旨でお答えしますと、やっぱり一番は区長会だと思います。区長会の折に、区長方からいろんな御意見いただいて、場合によっては区長同士で意見交換をされて、自分のところではこういう問題があるけどという話が出たときに、よその区長が自分のところはこういうふう

にやっているよと、そういうふうな情報交換で、ある程度参考にして解決する部分もあるでしょうし、町が対応すべき部分もあると思いますので、区長会の席が一番の情報交換とか、我々にとっても情報収集する場だと思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

多分その区長会というのは、連絡会議、20日前後にあるあの会議ですかね。それで、全体の連絡が終わりましたら、区長が集まって、多分担当者もそこに参加して、そういった情報収集もできるし、ざっくばらんな話合いの中で、問題点があればということで情報収集しているということよろしいですかね。理解しました。

次、基山町に在住している外国人の方ですね。もしくは独身寮みたいなところ、会社の寮になっておったり、いろいろするかと思うんですけど、特に独身寮の方は、町内に在住はしておりますが、そこは住民票があるのかどうかというのもあります。そういった増加傾向の集合住宅の方たちについての対応は今どうされているのでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

すみません、どうお答えしていいかあれなんですけど、外国人の世帯、独身、アパート、集合住宅で、組合を設立してあれば同じような対応になると思いますし、そこが組合外の世帯であれば、先ほどから申し上げているように、配布物は区長なり代理のほうで対応していただいていると思います。

○議長（末次 明君）

熊本副町長。

○副町長（熊本弘樹君）

少し総務課長のほうの付け加えになりますけれども、区長によっては、そういった外国人の方で、集合住宅で1部屋に何世帯もいらっしゃるような場合がありますけれども、そういったときには逆に区長のほうから、ここは例えば、広報にしても1部でいいよとか、そういった情報をいただきますので、配布のときにそういった数をお渡しするというふうな対応も取らせていただいているところでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

組合に入っておられれば、組合長等々で配布物もあるし、情報が入りやすい形になる。だけど、入っていない方で、なおかつ基山町がこういうことは守ってほしいとか、そういった回覧というか、そういったものがあれば、それなりのまた配布の形というか、今の方たちがそういった方が増えて、問題があれば、そこら辺も研究する余地があるんじゃないかなと思います。もちろんLINEとかなんとかがありますから、町の行政についてはそれを見ていただければ流れは分かるかと思いますが、そういったことがないのかなとはちょっと思いまして上げました。

次に入ります。

(4)番で急速に人口が増加している区や、今後、増加見込みのある区の運営について伺ったわけですが、現在、地区計画が決定している、または予定されている真尻地区。昨日の話で、想定151区画、プラスマンションが1区画と。商業用地とか、そういった分もありますけれども、住民のことで考えれば、そこら辺かなと。それから、倉野地区が想定83区画でありました。151区画が多いのかどうかというのはちょっとあるんですけども、真尻地区については1つの独立した行政区、そういったことも考えなきゃいけないと回答ありましたけれども、私としては考えていってもいいのかなと。

というのは、今回の質問の中にはないんですけども、大きくなり過ぎて、例えば、あそこは3区になるんですか。非常に大きくなると、例えば、けやき台では17区、やっぱり組合長が物すごいおって、大人数になっているから、再度詰めた話をするときは、今度、少人数の体制と、2つのやり方をやっているというのを聞きましたが、そういった複雑になっていく、それから小学校校区割りの話、これも今日の議論にはしませんけれども、そういった課題ですね。1つは、小さければ早く結論が出て、例えば、若基小校区に行ってもいいよみたいな話もしやすいのかなと。そういったことにも展開がなってきますので、あまり大所帯になると皆さんの意見がばらばらになるんじゃないかなという懸念がありますが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

開発をちょっと外して考えても、そもそも区の規模の大きさにはばらつきが既にございますので、ただ、おっしゃっていたような部分で開発がすると大きくなる区がありますから、そこら辺については、やはり地元の区長、周りの区の区長あたりの御意見も聞かないと、町が独断で分けますとか、分けるべきとかともなかなか言いづらいので、まずは区長たちの御意見をお聞きするのが先かなとは思いますが。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

今日、回答いただいた部分でも、行政区域の審議会を設置しての議論、その前に自治区の話、どう考えるのかというようなことも確かに大事なことで、そういったことを集約しながらやっていかなきゃいけないと。といいながらも、計画ができますと造成が進む。そして、入居申込みもある。そのときに3区に入るのかどうなのかというのは、ある程度の方針ですか、決めていかないと、対応する区長もそうですけれども、職員もどうしていくのかというような形になってくるもので、今、既成事実としては大きなところに組み入れるということなのかもしれませんが、そういった問題点が大きくなるなと思えば、対象区長にお伺いしながら、この点については前に進むべきことだと思いますので、提案ということでお願いしたいと思います。

それから、町長に伺います。

町の定住が進むに当たって、急速に人口が増加している区は、区の運営に当たり、いろいろな問題点が生じていると思います。そのような課題が町としてどのように捉えて、町長がまた捉えながら新しい方針とか、そういったもの、町長の方針がある程度ないと町職員も動けないと思うんですが、今どのように取り組まれていこうとしているのか、この点お願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町の人口が一番大きかったのが、1999年、今から26年前に1万9,153人というのが大きかったんですけど、それに比べると、まだ1,400人ぐらい少ないのかな。だから、まずは

パイ的にすごく爆発するような感じにはなっていない。ただ、多いのは9区、それから3区、5区、11区、17区あたりが多いんですけれども、そういったところの区長とかとは、非公式ですが意見交換的なものはやって、2つに割るつもりはないのかとかいうのは常日頃から聞いていますが、今のところ、どっちかという大きい区の区長たち、まだ意欲満々で、全然むしろもっと大きくなっても大丈夫だというふうな感じだというふうに私は今感じているところでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

意欲満々の区長でずっとあってほしいんですが、先ほどから言いますように、高齢化もしてきているし、いろんな問題点は多少なりとも起きてきているのかな。また来年、町長懇談会も各区と調整しながら進んでいくことをちょっと聞いておりますので、そういったところでも町長のほうからでも問題点はないか、問題提起していただいて、アンテナを張ってもらって、この問題を解決していったほしいなと思っております。

では、質問事項1、少額随意契約（建設関係）についての再質問に入ります。

まず、(1)修繕関係の少額随意契約の基準額について答えていただきました。

その点についてですが、少額随意契約とは、一定の基準額以下であれば入札を行わずに契約できるという制度であります。基準額決定は、物価上昇や人手不足に対応し、調達現場の負担を軽減するために、50年ぶりに引上げが実施されたという背景があります。国がそういったふうに進めているわけですが、これを受けて、基準額を含め、当初検討されたと思いますが、本町でのこのことについて影響をどのように想定されたのか、引き上げたことによる動きの中で想定したかということをお尋ねします。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

基準額の改正につきましては、コロナ禍以降、急速に物価が上昇していることに加えて、契約事務の簡素化等の観点から、国の各省庁におかれまして少額随意契約の基準額の引上げ要望が多くなったということで、国のほうが地方自治法施行令の改正を行ったということで、それを受けまして地方自治体における随意契約の基準が示されましたので、これを受けて本

町の契約規則の第27条を国の基準に合わせて改正を行ったところでございます。

これを受けて、本町の基準額につきましても、修繕関係につきましては50万円以下としておったところを100万円以下のほうに改正を行ったところでございますけれども、一応そういったところで、実際、今まで50万円以下でしか少額随意契約を行っていなかったところですが、引き上がることによって修繕を依頼する件数というのは増えるだろうという見込みはしております。実際、今年度からスタートしておりますけれども、少額の随意契約は少し増えているような見込みではございますけれども、事務的にはそこまで大きくデメリットというわけではないと思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

せっかく財政課長が答弁いただいたもので、今回の一般質問では取り上げていないところですが、随意契約の中には建設関係の修繕以外で、財産の買入れとか売払いの関係、それから物件の借入れとか貸付けの関係とか、そのほかにもありますが、そういったものもこの改正で一緒に行っているものでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

令和7年4月1日に改正を同じように行っております。具体的に申しますと、工事または製造の請負を130万円から200万円に、財産の買入れにつきましては80万円から150万円、物件の借入れにつきましては40万円から80万円、財産の売払いにつきましては30万円から50万円、物件の貸付けにつきましては30万円で、これは変わっておりません。それから、前各号に掲げるもの以外ということで、修繕等を含みますけれども、こちら、50万円から100万円ということで、国の地方自治法施行令に合わせて改正を行っているところでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

ありがとうございます。ほぼ倍額で、国の基準等々も参考にしながら決めて、同じ時期に上げているということですね。

じゃ、次の質問に入りますけれども、(2)基準額の改正によって、町のメリット、またデメリットについて伺ったところですが、回答では、事務の簡素化及び手続期間の短縮など、メリットを答弁いただいております。

一般的には、自治体側ではメリットとしては、一般競争入札に比べて手続が簡単で契約をスピーディーに進められると。もしくは見積書、全く同じですが、徴収のみで発注できるという場合があつて、職員の事務負担を軽減できる。ここら辺は同じだったんですが、災害対応や施設修繕など、緊急案件にも迅速に対応できるということがメリットで上がっております。また、民間事業者側のメリットとしては、入札に必要な資格や書類の準備が簡素な場合があつて、参入ハードルが低くなったとか、地元の業者にとっては、自治体が地元業者を優先的に選ぶような傾向にあるということがメリットになっているということと、小規模な案件から実績を積みながら継続的に受注につながっていくようなこともあるので、そこも業者としてはメリットだと。デメリットもありまして、透明性、公平性の確保が難しいということもあります。また、特定業者への偏りとか、なれ合いが起きるリスクもあるなどが挙げられておりました。

そういったことを踏まえてちょっと質問しますが、デメリットの透明性、公平性の確保についてはどのように行っているのか。それから、例えば、応募状況や選定理由の掲示とか、発注状況の公開とか、こういったことはされているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

透明性といったところでは、先ほど栗野議員おっしゃられた災害に要するというような場合、緊急の場合はすぐできるような業者1社にお願いするようなところもあるんですけども、通常の場合は、やはり数社、2社以上ということで契約規則にはうたわれておりますけれども、基本的にはやっぱり五、六社のほうから見積書を頂いてから、そこで金額の競争をさせていただいて、その一番最安値を出されているところの事業者を選定しているような状況でございます。

その透明性といったところでは、入札の場合はホームページのほうに入札状況ということで掲載はしておるんですけども、こういった随契の場合は特にホームページ等には掲載を

行っておりませんけれども、情報公開のほうで応札というか、見積書を提出された事業者のほうから申請があった場合は、そういったところで公開という形は行っておりますので、透明性のほうは確保されていると思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○９番（栗野久明君）

そうですね。問合せとか等々に対しては対応しているということですが、条件的に全部公開しているというような形までは取っていないということで理解していいですかね。

あともう一つ、特定業者への隔たりとかなれ合いが起きるリスクがあるということがありましたんですが、ここら辺の対応、対策ですね。発注先を可視化して、定期的に点検とか、発注履歴とか見積提出履歴等を整理しておくとか、また記録、ローテーション、前はどこが今回取ったどうかと、そういった管理というのは町としてはやっているのでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

特に特定の事業者に業務を依頼しているということとは行っていないです。ですので、やはりそういった修繕等を出す場合は、先ほど申しましたけれども、数社のほうから見積りを頂いておりますので、その中で一番最低の金額を出されたところから選んでいるということにしておりますので、そういった隔たりというのはないように思っております。

どういった業務を随意契約で出しているかというところは、各課のほうで一応そういった依頼書をお出ししますので、その中でリスト化はしているということで認識いただければと思います。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○９番（栗野久明君）

この随意契約は各課所管のところ等々がやっておられて、予算内にあるかどうかの確認は財政のほうでやっているというような形だと思います。そう言いながらも、いろんな問合せとかなんとかで各課が対応というのも全体が見えませんし、ある程度全体が見えた形で、どこか業者が偏って取っているんじゃないとか、そういったことがあった場合、即座に答えら

れるような体制もちょっと少しはチェックせないかなのかなと公平性の問題は思いました。そういったことも研究されて、今後の課題にしていってほしいなと思います。

だんだん核心に触れていきますけれども、(3)番で直近5年間の建設関係の修繕に関する随意契約の件数と金額を町内・町外業者別にお伺いしたところです。

この件につきましては、質問の前で回答いただいた数値を使って分析している関係で、皆さんのほうにちょっと資料を配付しております。話の中に、非常に数字が多くなって、私がここで幾ら数字をパーセントとか言っても理解できにくいなと思ひまして、資料を用意しました。傍聴して理解いただくために、配付した資料で、私の話を聞きながら数値がどこを言っているなというようなことを確認していただいて、話を聞いていただければと思っております。

なおかつ、今回ここで取り上げたのは、町内業者と町外業者ということでやっていますが、随意契約で額を引き上げていただいて、ある程度随意契約の枠が広がったということで、地元業者、建設関係の業者、二、三度、事務局というか、4階のほうにも上がってきてもらったり、皆さんの担当者のほうにもお願い事項があったと思うんですけれども、どうも額が引き上がった割には、何か自分たちに回ってくる仕事が減ってきたんじゃないかなとか、疑問を持っています。だけど、それが可視化されない、なかなか難しい。担当のほうとしては、一生懸命、地元業者に出していると思うんですよね。それが感覚的には、受けた業者は何か減ってきているんじゃないかな、町外業者が目立つなとか思われている節がありました。それが実際そうなのかどうかということをもまず検証するために、こういった数値を挙げて依頼しました。これを執行部の皆さんは各担当のほうに回して、実際にこういった随意契約はどのくらいあっているか、金額はどうなのかというのを出示していただいた関係で、1か所で集中してできなかったと思います。大変苦労されたんじゃないかなと思いますが、過去5年分ということで出しましたので、協力ありがとうございました。

まず、本質ですけれども、この結果をまとめますと、町内業者の発注は、全体の1,448件のうちで町内業者が1,228件で84.8%ありました。一方、町外業者の発注は220件で15.2%ですね。84.8%と15.2%、明らかに町内の業者をやっぱり優先的に選んでいただいているなど、数字的にそう思いました。ありがたいことです。

以前——以前というのは改正前と改正後で分けてみますと、これはそこに表にはありませんが、町内業者、85.5%が改正前で、83.4%がそれ以降、11月までの結果でちょっと下がっ

ていると。それから、町外業者については、数値を同じように計算してみますと、15%から16.5%にパーセンテージ的には上がっているということです。額面ではありません。発注件数ですね。そういったことが分かりました。だから、そう言いながらすると、85%ぐらいあるんだから町内業者を優先していますよということは答えにはなっているんですけど、実質で調べてみると、感覚的にちょっと減ってきているんじゃないかなという業者の気持ちも分からんでもないということでした。

また、基準額の改正前の4年間と改正後の11月までの今年の分、分析してみますと、それはちょっと書いておりますけど、改正前は、町内業者は1,072件で、8,502万円で1件当たり7万9,300円。町外業者はそこに書いていますとおりで、1件当たり12万7,300円という結果です。また、改正後では156件あって、もろもろ金額があつて、1件当たり12万1,000円。それから、町外業者は31件で21万4,100円と。これはどうしても1件当たりの額で比較を本当はしたいんですけど、皆さんの手数もかかるし、何千件もあるようなのを聞いてもらってもなかなか分かりにくいもので、1件当たりの金額でちょっと集計をしてみました。

そこで集計した結果が下のほうに書いていますけど、1件当たりの額の伸びですね。全体数等々でパーセントで出しているんですけど、伸びは改正前と改正後の伸びで表しています。いずれも、1.53%が町内業者の伸びがあつたと。町外業者は1.68%の伸びがある。あまり大きな数字の差ではないんですけども、やや町外業者のほう伸びがあつたということが分かったのと、件数の伸びですね。件数についても、数値をひもといて計算してみますと、これは伸び率で言っています。1.59%、町内業者は下がっている。町外業者は1.68%上がっているというような結果になっています。頂いた資料の中でやっています。また、今年のデータですから、8か月ぐらいのデータですからあまり参考にならないかもしれませんが、長い間取って、この話はできませんので、今与えられた数字で見ますと、やはり感覚的で、業者がちょっと私どものお仕事がもらえていないのかなと言われたことがよく理解できるようにはなりました。そういったことで報告をさせていただきます。

質問に入りますが、基準額の改正によって、町内業者より町外業者の契約額、また件数が共に町外業者のほう伸びているという要因ですね。これを見て、どうひもとけるか、分かりますか。分かればお願いします。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

まず、下のほうの件数の伸びのところなんですけれども、こちらの町外業者のほうに今年度31件ということで、16.58%の件数の割合があっているということで分析をされてありましたけれども、町外業者のほうに依頼している業務というのをちょっと調べました。こちらは大体、遊具の修繕だとか、空調機器の修繕、また自動ドアとか、その他、特殊な設備につきまして、町内に対応できる事業者がない場合や、1社とかあるんですけれども、少ない場合があります。そういった業務については町外の業者に依頼するケースが多いということでこういった結果が出ていると思います。そのうち、ちょっと31件の中身を調べたんですけれども、うち12件が夏場頃に庁舎、保健センターのほうで空調の冷温水機の故障が発生した件で、通常、大体年間で4件から6件ぐらいの空調設備の修繕なんですけど、今回それが12件あったということで、少し割合的には伸びているような形にはなっております。

それから、上のほうの1件当たりの額の伸びにつきましては、ここはちょっとなかなか正確な、1.53%と1.68%伸びている分のその分析というのは、ちょっと短時間だったので、できなかったんですけれども、真ん中のほうの改正前の1件当たりの単価と改正後の1件当たりの単価というところでは、改正前につきましては一応50万円以下の分を全て拾っていますので、改正後は100万円を上限で拾っておりますので、当然、件数については伸びているというような形で私のほうでは考えているところです。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

多分私もそういうふうに考えました。随意契約といいながらも、仕事の中身で町内業者でちょっと難しいかなというところは、選びたいけれども、町内業者じゃなくて町外業者を選んでいる。その場所が金額が高かったりですね。だから、本来はこのデータを頂くときに、1件ごとにどういった仕事をやったのかなとやりたかったですけど、これは皆さんの負担が大きいなと思ひまして、平均化したもので話しています。だから、今言うように、財政課長が言われるように、物によって、空調の関係もある程度の技術とあれが要るし、そういったことになったのかなと思っております。基本的には、答弁いただいておりますが、町内業者を優先的にやっていますよということでもありますので、そこら辺については私どもも相談を受けたときにはある程度答えられるのかなと思っておりますし、今後ともそういったことをお

願いたいなと思っております。

もう一つありますけど、町内業者と町外業者、仕分けておられますけれども、例えば、基山町も事務所を構えて、本社が町内じゃなくて町外の本社があつて、ここは支店とか営業所という形で机があつて、そこに女子の、例えば、社長の奥さんなり、誰か雇われた人がいつでも電話に出れるような事務所を構えている方、業者もあろうかと思うんですけれども、そちら、そういった業者は町内でしょうか、町外でしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

町内にそういった事務所、営業所があるということであれば、町内の事業者ということでカウントしております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

そこら辺のお願いももうちょっと後でしますので、それは町内のほうでカウントされているということですね。

(4)に移ります。ちょっと時間が厳しくなっているもので、飛ばして(5)に行きます。

(5)で予算の範囲内であるけれども、第1段階の査定として答弁をいただいたんですが、予算額の算定はどのようにしていますか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

予算額の管理につきましては、基本的には補正予算を組むときには財政課のほうで査定をしてから、そして決定をしていくわけです。実際の予算の執行につきましては、各課のほうで行っている状況でございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

基本的には、この実績等々で、この修繕が幾らぐらいかかるというのは過去からやってき

ているから、ある程度の額で見積もって総額が入って、なおかつ起きたときの査定は、相見積り、2社ぐらい取って決めているということは先ほど答弁でいただいておりますので、そういった理解をしておきたいと思います。

(6)で事業者の経営規模とか技術力、それから業務執行の信頼性を審査していると答弁いただいておりますが、過去の実績や当町への貢献度、特に災害や被災後の緊急支援等の協力体制などは加味されていますでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

事業者の選定の際につきまして、基本的には登録をされている、希望されている工種のほうから選んでおります。そういった実際に行われた施工につきましては、きちっと過去に行われた施工につきましては完了検査というのを行っておりまして、実際うちのほうが依頼した仕様でしっかりできているかというのは確認をしておりますので、そういったところでは信頼できる事業者のほうに依頼しているところでございます。

それからすみません、もう一つ、先ほど町内の事業者の選定のほうで、町外のほうに本店がありますけど、町内に支店とか営業所があるというお話をいただいたんですけれども、先ほど私、一くくりで、町内に支店、営業所があれば町内ですよということでお答えしたんですが、実際は町内の考え方もありまして、本店、支店が共にある、本店があるというのは重要なんですけれども、そこは基本的には町内事業者。ただ、町内事業者でも、ランクづけではないなんですけれども、佐賀県の東部管内に本店があって、町の中に営業所があったりすると、そこも一応町内事業者とは見ています。ただ、本店はありませんので、ちょっと選定的には2番目になっているところです。また、佐賀県の東部管内には本店はないなんですけれども、基山町に事業所があるということであれば3番目というような、選定の順番的にはそういった方向で、町内に事業者あるんですけれども、町内の事業者の中でも本店がどこにあるかというところではそういった順番づけをしているところではございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

あと2問ですね。ちょっとはしりましたけれども、(7)技術職の担い手確保や育成とい

う言葉は法令用語にありましたので、それを使わせていただきましたけれども、ただ、育成という言葉が上から目線の言葉ですので、本来、こうではない言葉を使いたかったということで、地域密着型の活性化、要は地域と共にというようなところですね。活性化させるためにも、この随意契約の部分では上がると思うんですね。これについて、まずは担当の方としてはどうお考えか、お願いします。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

一応、町内事業者を優先的に選定している理由といたしましては、やはり本町がローカル発注制度に努めていることは第一でございます。また、町内事業者のほうにつきましては、その施設や現場の場所、また現状、こういったのを熟知しているというところ、また迅速に対応してもらえるところなどから町内事業者のほうを優先的に選定しているような状況でございます。町内事業者に発注することで、そういった1答目にもありましたけれども、技術職の技術力の維持や向上、また若手技術者の育成につながるようになっていけばいいかなと思っています。

○議長（末次 明君）

柴野議員。

○9番（柴野久明君）

残り3分になりました。最後に町長にお伺いします。これは核心のところですので、町長にお伺いします。

(4)発注先の選考について答弁をいただいておりますが、いま一度、条件の見直しとかを提案したいということで思っています。

昨今、豪雨や台風による災害、あるいは地震による災害、全国的にも多発している中で、いざというときに重機や人を即出動できるのは町内業者だと思っています。また、伊の一番に連絡するところもそこになっているんじゃないでしょうか。近隣市町の業者で、町内に支店等、事務所を構えている業者も駆けつけることはできると言われるかもしれませんが、災害が広域化した場合、鳥栖市とか小郡市も災害を受けたと、同時期に受けるような地震とかあった場合は、やはり地元、近隣市町を優先すると思います。

そこで、地域密着型の活性化を促すためにも、選定業者の認定や優先順位の基準があれば、

そういったものを改めていって、職員に徹底していただきたいと思いますが、この点について町長お願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

おっしゃるとおりだと思います。ただ、本社だということになれば、なかなか後から来たから、期間、そこにどれだけ長くおるかとかいうのでチェックするのが非常に難しいと思いますので、本社をきちっと構えられたら、それはなかなか難しいところではあります。ただ、栗野議員がおっしゃることはよく分かりますので、そこをどういうふうにするかというふうなことだと思いますので、今、恐らく栗野議員はその部分の話だと思いますので、その難しさも御理解いただければなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

時間が来ました。栗野議員。

○9番（栗野久明君）

ありがとうございます。今後も前向きにこの件については御検討願いたいと思ひまして、本日の私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（末次 明君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

11番議員の大山勝代です。どうぞよろしくお願いします。

もう一回、皆さんこんにちは。一般質問の最後です。お疲れでしょうが、どうぞよろしくお願いします。

傍聴の方、ゼロ人かと思っておりました。ありがとうございます。

今回の私の質問、1項目だけです。思い出に残る子どもたちの居場所づくりを、です。

古い話になりますが、平成23年、14年前の12月議会で、私は子育て支援に関わって、児童館建設について質問しました。その後、基山町の子育て支援は充実し、「子育てするなら基山町で」の言葉も聞かれるようになりました。そして今日に至っていると思っています。

ところで、去る10月4日、第7回中学生議会が行われました。私も、第2号議案 基山町の子どもたちが集う場と賑わいに関する条例案づくりに関わりました。

そこで、今回、中学生たちの思いを代弁し、また十数年前の一般質問を思い起こし、今回の質問に至りました。

そこで具体的な質問です。

(1)基山町には、子どもたちが自由に出入りすることができて、そこで過ごせる町の施設は何がありますか。

(2)体育館西側のスペースで、以前、スケートボードをして楽しんでいる若者たちを見かけていましたが、今はどうなっていますか。

(3)子どもたちが習い事や部活動以外で、放課後や休日に自由に遊び、集う場を行政が設けることが大事だと考えますが、そのことについてどう思われますか。

(4)野外で体を動かすこと、アスレチック、ローラーブレードコース、バスケット台設置、簡易サッカーや野球ができるグラウンド、また水辺公園、人工草スキー場、温水プールなど、ほかの市町には見当たりますが、基山町についてはそれらがありません。そのことをどう思われますか。

(5)基山町の各区公民館はそれぞれの区が運営していて、子どもたちが自由に出入りできないのが現状です。町の支援で管理人を置くなど、広く使用できるようなモデルケースをつくって広げていく、そういうことは考えられませんか。

最後、(6)基山町で小中学生、高校生が自由に出入りできる青少年センターや児童館、それは音楽室や体育室を備えた建築物です。それらを造る考えはありませんか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の一般質問に答弁させていただきたいと思います。

思い出に残る子どもたちの居場所づくりをということで、(1)子どもたちが自由に出入りでき、そこで過ごせる町の施設はどこにあるかということでございますが、大久保議員の答弁と少し重なる場合がございますけれども、町の施設では、基山っ子みらい館や基山町立図書館、多世代交流センター憩の家、福祉交流館、まちなか公民館等があります。

屋外施設を見てみますと、総合公園の多目的運動場周辺のいろいろな運動場ですね、それからあと、中央公園は子どもたちのための複合遊具も設置しており、利用者は大変多くなっているところでございます。あと、町内各所の都市公園であったり、小規模児童公園も子どもたちが自由に利用しているところでございます。また、小学校や中学校のグラウンドも社会体育等の借用時以外は、子どもたちが自由に利用できることになっております。

さらに、今後、建設予定のガイダンスセンターも、基山町の歴史や町の魅力に触れる施設として、大人と共に子どもたちも利用できるのではないかと、そういった想定をしているところでございます。

(2)体育館西側のスペースで、以前、スケートボードをしている若者たちを見かけたが、今はどうなっているかということでございますが、令和4年度ぐらいだったと思いますが、大変多くの方が毎日のように体育館の西側の通路でスケートボードを、若い人たちが——町外の方がほとんどでございましたけれども、土日も含めて、すごく多く利用をされておりました。

私は、その利用している人に声をかけて、インタビューというか、そういうのを何組か試みて、その中のすごくスケボーに詳しい方と仲よくなって、実はふ・れ・あ・いフェスタで大会をしようというところまで話を進めたんですが、残念ながら、一番使いたいあの場所というのに点字ブロックがあって、点字ブロックを移設できないかという検討もしたんですが、あそこしか点字ブロックは造れないということでございましたので、やっぱり点字ブロックがあるところでスケボーをやってもらうのは困るし、また、点字ブロックが壊れたりすると点字ブロックの意味をなさないのでということがございましたので、泣く泣く、令和5年7月にスケートボードの利用についての禁止を出して、もう本当に協力を求めて、やめてくださいというのを1年がかりぐらいで長く、簡単にやっぱり皆さんやめられなかったし、有名なスケートボードのユーチューバーが来て、場所ははっきりこことは言わなかったんですけども、そういう映像が全国に流れたので、本当に福岡はもとより、全国から来ている状況

だったので、1年ぐらいかけてやっと来なくなってもらったというふうになったわけでございます。非常に残念だと今でも思っているんですけどもですね。

その後、いろんな地域で、春日市であったり、筑後市であったり、スケートボード場は相当できました。この辺では神崎市もできましたしですね。そういう意味でいうと、そちらのほうに皆さん行っているのかなというふうに思っているところでございます。

(3) 習い事、部活以外で放課後や休日に子どもたちが自由に遊び、集う場所を行政が設けることは大事だと考えるが、どうかということでございますが、子どもの自由な居場所をつくることは重要だと思っています。既に、基山町には子どもたちが自由に集い、遊ぶ場所がありますので、既存の施設がさらに利用しやすいように検討していきたいと思っています。

特に、福祉交流館の2階は非常にいいと思っていますので、今7時まで開いていますが、来年度からあれを夜長く、その代わり高校生ぐらいじゃないと夜遅いので、まずいかなと思いますが、そういう検討は社会福祉協議会なんかと検討しているところでございます。

(4) アスレチック、ローラーブレードコース、バスケット台の設置、簡易サッカーや野球ができる広場、それから水辺公園、それから人工草スキー場、温水プールなど、ほかの町には見当たるが、基山町の施設はどうかというふうなことです。人工草スキー場——草スキー場と言えるかどうか分かりませんが、例えば、基山（きざん）の草スキー場は芝を張り替えて、子どもたちが自然の中で心行くまで身体、体を動かし、創造性豊かな遊びが体験できる貴重な施設ではないかなというふうに思っております。子どもたちの体力向上と健全な精神を、今からまた育てていきたいというふうに思っております。

また、総合体育館や総合公園多目的運動場周辺では、子どもたちからプラチナ世代まで様々なスポーツやイベントが行われており、町民相互の交流や健康づくりの拠点になっているというふうな感じを持っているところでございます。

バスケット台も体育館に実はあるので、それを使えるようにということで、この前、試しに1回、一遍、動かしてみたんですけど、うまくいかなかったもので、業者に来てもらって、今度、また2回目の、そういう動かすシミュレーションをやる。そして、そのときには利用者也来てもらって、一緒に検討したいというふうに思っております。

本町にない施設ということであれば、これは挙げれば切りがないんですが、ある施設は、いずれも他市町に引けを取らない誇れる施設だというふうに思っているところでございます。

(5) 各公民館は、それぞれの区で運営していて、管理上、子どもたちが自由に出入りでき

ない。町の支援で管理人を置くなど、広く使用できるようなモデルケースをつくることができないかというふうなことなのですが、各区の公民館の中には、定期的に開放日を設けて、誰でも自由に活動したり、子ども向けのイベントを開催されている区などがあります。

特に、朝食やおやつなどを提供する取組を通じて、子どもたちの居場所づくり活動を実践されている区には、今年度、こどもの居場所づくり活動事業者物価高騰対応重点支援給付金による支援を行ったところがございます。このような取組をモデルとして、各地域に合った方法で子どもと顔の見える関係を築いていただきたいというふうに思っているところがございます。ちょうど通いの方がそういう形で広がっていったような感じのイメージができればいいなということで、これは、これからまた考えていきたいというふうに思っています。

具体的には、各区の公民館の活用は、これからさらに重要になってくると思うので、広く活用していただけるよう、スマートロックをはじめとした、それから管理手法ですね、管理人なんかも含めたところでの手法を今後検討して行って、各区のみんなやるといって、また業務が大変だと言われる区もあると思いますので、やりたい区のところからモデル的にやっていくというのが一番いいのではないかなというふうに思っております。

最後、(6)でございます。音楽室、体育室を備えた青少年センター、児童館の建設構想を持つことは考えられないかということでございますが、児童館は児童福祉法に定める児童厚生施設で、地域において「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情緒をゆたかにすることを目的にする」と規定されており、必要な設備や職員の配置など複数の基準を満たす必要がございます。音楽室や体育室を備える施設となれば児童センターと呼ばれ、より広範な敷地と設備スタッフが必要になるところでございます。

本町では様々な既存施設の有効活用を図りながら、先ほど申しました福祉交流館、そういったところ、それから各区の公民館を使う様々なモデル事業をこれから検討させていただくことによって、児童の健全育成などに努めていきたいというふうに思っておりますので、新たに大きめの児童館みたいなものを造る考えは今のところございません。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございました。

2回目の具体的な質問に入る前ですが、言い訳をしたい。また、言い訳です。

今回の私の質問は、昨日の大久保議員とかぶっています。それは問題意識が同じだということで、執行部に議員の強い思いを伝えることになるのではないかと、それはそれでいいと思います。

しかし、大久保議員の表題が子どもや若者の居場所についてでした。私の表題は、思い出に残る子どもたちの居場所づくりをです。私のものには若者が入っていません。

しかし、私の本意は、中学生などの居場所づくり、そのことが一番中心に質問したかったことなので、そこで、先ほどの町長の回答は、割と就学前の子どもたちの施策中心になっているところもありました。子どもとは、生まれたばかりの赤ちゃんから18歳まで、一応ですね、高校生。範疇が広いので、私の思いと執行部に少しそごが生まれたように思います。これは私の真意を伝えていなかったもので、まず初めに、申し訳ないと謝っておきます。

昨日、大久保議員が言われましたように、中学生議会で昨年と今年合わせて3本も、少々中身は違いますが、居場所づくりの条例案を中学生自らが考えました。そこで、基山町には、家庭や学校以外に自分たちの居場所が少ないと感じていることが分かりました。また、学習スペースを確保してほしいなどWEB町長室にも投稿があっているそうです。そのことをまずお伝えして、質問に入ります。

今回の質問をするに当たり、基山町の中学生も利用できるそれぞれの設備、施設に行って、話を聞きました。図書館には、大体分かっていたので、行っていません。みらい館、憩の家、福祉交流館、まちなか公民館などのほかの施設、中学生も受け入れているのだけれども、来場が少ないということです。それはなぜだと思われますか。

○議長（末次 明君）

どなたか。教育長で。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中学生を所管しているということで、ちょっと教育委員会のほうからちょっと答えたいと思います。

中学生が行っていないのは、やっぱりなかなか時間がないというのが一つあるかと思います。部活動に参加している子ども、また、社会体育、塾とか、習い事とかですね、そういったところで子どもたち同士が自由に遊ぶ時間が減っているというのが一つじゃないかなと思います。

ただ、長期休業期間とかは比較的自分の時間もあるでしょうから、そういったところで町のこういった施設を利用できる時間はあるのではないかなというふうには思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それは、確かに。周知されていない、子どもが、ここにも自分たちは行って自由に過ごしていいんだよということを、何となく知らないまま過ごしているのではないかと思います、いかがですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

例えば、福祉交流館あたりが、なかなかいい場所なのに利用できていないんじゃないかということで、ちょっと毛利局長のほうにも、憩の家ではなくて、社会福祉交流館ですね、社会福祉協議会のほうにお願いして、ぜひ小中学生が来られるような工夫をしてくれないかをお願いしたら、ポスターを作ってくれたんですね。それで、昨日、戸井課長からお話があったように、ちょっと利用数が増加しているんじゃないかと思いますので、そういったところで子どもたちにさらに周知していけば利用者が増えていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今具体的な周知のポスターと言われましたけれども、もう少しきめ細かく方策、何か考えられませんか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

利用は確実に増えていっております。

なので、きめ細かにというよりも、継続して、定期的にそういう情報発信をして、誰でも自由に使っていいよというところで、さらなる利用につながればなと思っているところで

ざいます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

福祉交流館2階に行って、あそこにいらっしゃる方と社協の方とお話をしましたけれども、先ほど町長言われたように、時間の問題、もう高校生にもなると、もう少し夜の長い時間、そこで勉強したいということがあるのではないかと思います。子どものニーズをきめ細かに拾い上げていただいて、充実したものにしていただきたいと思います。

次の屋外についてです。

確かに、総合公園や中央公園、多くの子どもたち、親子連れで遊んでいます。

うちの近所のちびっこ広場では、たまに中学生がキャッチボールなどをして遊んでいます。ここで中学生がよく遊んでいるよというような場所がほかにどこにありますか。（「誰も答えんなら」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

さっき教育長もおっしゃったように、平日は、やっぱりクラブ活動で活動する子たちが多いと思いますし、それから、クラブ活動に参加していない子たちは家の中で、屋内で遊んでいる、それぞれの家で集まっているケースが多いんじゃないかなというふうに思います。

ただ、福祉交流館は本当に最近増えていて、中学生だけのグループが結構いるので、そういうところでは、私はよく最近見かけるところです。

だから、さっき言われたように、そこが今7時までなんですけど、9時までぐらい、来年4月ぐらいからできないかという調整を今やっているところでございます。

あとは、ただ、今度は9時になったら、今度は別の意味で問題が出てくるので、その辺のところを何歳以上にするとかね、そういうところがポイントになってくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今最後に、何歳以上とか言われましたけれども、たまたまこの前、岐阜の可児市のほうに視察に行って、行ったところの横の2階が児童センター——児童館だったかな、そこに入って、そして、その時の議会だよりを見せてもらったら、第58号議案が条例の改正案が出ていて、子どものここの場所を使うための時間の延長の改正案でした。そういうところを見つけて、それぞれの町、それぞれが子どものための居場所を考えてあるのだなと思いました。

先ほどの体育館西側のスケートボードですが、詳しく町長お話しいただいたので、よかったなと。私もそれを見て、楽しそうに、そして割と技術高いところでプレーをしていたので、ほほ笑ましく思っていたんですが、点字ブロックが破損したのですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事いいですか。

○建設課参事（酒井孝行君）

破損はしていないんですけれども、傷がついたりとか、そのの上に乗ったタイヤの跡とかがついたりとかはしていました。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

町外の人が多かった。そして、プレーの技術が高い人多かったということで残念だったなと思っながらですね。

だったら、基山町にそれに代わる場所の提供は考えられなかったのですか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう既にその頃、春日市であったり、神崎市であったり、そういう計画が筑後市もありましたし、ここで基山町が今から準備しても間に合わないと思いました。

基山町としては、あのスペースを使って、新しいのを使わなくていいなら最高だというふうに思って、そういう意味で、あそこに来ているほとんどの方は、やっぱり福岡の方が多かったので、そういう意見交換とかさせていただいて、さっきも言いましたように、ふ・れ・あ・いフェスタのときに大会をやろうというふうな企画で打合せを何度かした記憶を昨日のここのように覚えています。

だから、あそこを使うのではないし、それから後の新しいのを建てるにしては、ちょっと一歩出遅れていたということだったというふうに記憶しております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

お話を聞いて、じゃけんに追い払ったんじゃないというのが分かって、それはよかったと思います。

ところで、ちょっと別の観点からですけれども、一般的に、就学前の子どもたちは、何ができるようになったということが増えていって、そういう時期ですよ。そのときに、子どもたちの1つの目標というのは、一日も早く補助なしの自転車が操れることだと思いますが、今、基山町で親子で補助なし、外れるまでの子どもたちが練習する、そういう場所を見つけるのに苦労しているのではないかと思います。総合公園は自転車禁止ですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

総合公園のウォーキングコースとかは乗り入れ禁止しております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

総合公園のあのコース以外のどこか、芝生とか、今造成されている向こう側、北、東ぐらいい、あの辺へのところはいいんですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

基本的に、危なくなければ、東側、まだちょっと工事中のところですかね、そちらはまだ完成していないんですけど、あそこは芝生広場という形で芝生の状態で、あそこで自転車というのはちょっと考えていないです。

西側の道路挟んで向かい……（「水辺公園」と呼ぶ者あり）水辺の公園側ですね、あちらのほうは若干乗れるスペースがあるんじゃないかなと思います。上のほうのですね。

下は駐車場ですので、ちょっと危ないかなとは思っています。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

あれだけの広いスペースで、多分、ウォーキングやジョギングコースでは、やっぱり邪魔になる。逆走してくることがありますのでね。

だけれども、年齢制限もあってもいいと思いますが、ここでは親子一緒に子どもたちが自転車練習していいんだよという場所を確保していただく考えはありませんか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

すみません。例えば、小学校の運動場で社会体育が使っていないときに、小さいお子さんが自転車に乗る練習とかは全然していいと思います。中学生とか小学生が自分たちだけでびゅんびゅん乗り回すのは駄目だよというふうに注意されると思いますけど、実際、うちの孫とかも小学校グラウンドで練習したり、あるいは東公園に行って練習したりとかしていますので、小学校のグラウンドは土日とか社会体育等が利用していない端っことかで利用する分については、学校からもそこは乗ってはいけませんという注意はされないというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

小学校・中学校のグラウンドが自由に使えるというのは、私は頭になかった。大体閉めてあるし、放課後、少年野球などが全く使っていないときに、あれの広いグラウンドには、子どもたちが——学童に行っている子は別ですよ、あの子たちが動いているのはもうすぐ分かります。だけれども、そういう違う時間でまだ日の高いときに、子どもたちがあそこでキャッチボールなどをしているのは、私は見かけなかったので、禁止という考えが子どもたちにあるのだなと思っていましたが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中には、そういうふうにしておられる方もおられるようですが、実際、私もこの前の日曜日、孫を連れて近くの小学校に行ったら、親子でキャッチボールとかしてある人もいましたし、滑り台とか遊具で遊んでおられる方もいましたので、町内にそういう周知が足りないようであれば、社会体育等利用されていないときには自由に遊べますよという周知を何らかしていく必要があるのかなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私は駄目なんだろうと思っていましたし、私と同じように思っている親子も多いと思います。周知をよろしくお願いします。

私の孫が今中学1年生ですが、保育園児のとき、基山町でランニングバイクのレースに出たことがあります。幼児の体幹と平衡感覚を養うためには、とてもいい乗り物だと思っていました。たまに、今でもランニングバイクを足で蹴って、町を歩いている子がいるんだけど、それは1人だけでは見たことない、親子であります。

それはそれとして、数年、ランニングバイクのレースが行われていたようですが、今はどうなっていますか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

すみません。以前、まちづくり課のほうで大会のほうを主催しておりました。当時は、子どもたちのそういう幼児のときのゴールデンエイジといいますか、いろんなものを子どもたちが体験することで、いろんな大きくなるにつれて運動神経が伸びていくというふうなところで取り組んだものでございますけれども、現在は、新型コロナ以降は行っていないところでございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

体験としてとてもいい催物だったと思いますが、なぜ中止になりましたか。今あっていない

いんでしょう。

○議長（末次 明君）

熊本副町長。

○副町長（熊本弘樹君）

ちょうど私がまちづくり課の課長をしたときに、その大会を主催ではなくて、そういう団体との共催という形でさせていただいていました。ちょうどその団体を主催というか、その中心的な役割を果たしていた方が、町内に、かなりその同じ年代ぐらいでいらっしやって、先ほど井上課長のほうが申し上げたように、新型コロナの時期に入って、やっぱりここ数年やんでしまうと、そういった団体そのものがなくなる——なくなるというか、継続できなかったというのが一番だと思います。そして、その中でそういう歴史が途絶えてしまったというのが、正直なところではないかと思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

せっかく子どもたち、さっきも言いましたように、平衡感覚、そして建設課長に言わせれば、自転車5分だそうです。自転車、これにこいで乗るために、ランニングバイクを経験しておけば5分で自転車に乗れるようになるんだそうです。

そういうことがあるのに、せっかくのいい催しが途絶えたのが残念ですが、コースだけでも何か作っていただけないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

すみません。ちょっと私、詳しくランニングバイクが分からないので、どのぐらいの広さが要るかとか、よく分からないんですけれども、ちょっと今現状、いろいろ整備はしておりますけれども、ちょっとスペース的にはないのかなというふうに感じておりますが。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先ほどの自転車の練習コースも含めて、ある程度スピードが必要になるローラースケート

とかローラーブレードなどに自由に子どもたちが乗れるようになるまでの練習場が、今基山町ではないと思うんですよ。それは、ちょっと子どもたちのために、あまりにも残念なことだとは思いませんか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

今スピードが必要となると、公園オープンスペースで利用される方、いろんな年齢層の方がいらっしゃるので、ちょっと安全の確保が難しいかなと思います。貸し切ってやる分であれば、西側の水辺の上とか、歩くようなちょっと硬いところがありますので、そこを貸し切るのであれば、そういった乗る練習とかは可能かなと思います。利用されるのであれば、貸し切って利用してもらうとかというふうなことかなと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

たしか4回か5回かやったんですよ。建設課長そうやったでしょう。4回か5回かやったでしょう。（発言する者あり）もっとやった。6回か7回かぐらいやったんですよ。

ただ、それは役場の周辺でコースを作って、大会のために、みんな駐車場空けてやるみたいな、そういうやり方でやりましたので、大会と練習は全く別物という、まずそういうことを考えなきゃいけないだろうし、あと、今本当に、あれはミニバイクというんですか、ちびっこのりだーとか昔言っていましたけど、そういうものを確かにまだ、たまに見かけることはありますが、やっぱり短いんですよ、期間がね。小学校のあれは6年までかな。3年までかな。6年までかな。（「就学前」と呼ぶ者あり）就学前。6年まで、3年まで。

（「未就学児」と呼ぶ者あり）未就学。ああ、じゃ、全然短いんですよ。だから、一番最盛期は、今泉さんの子どもがずっとやっていた頃が一番基山の最盛期だったと思いますので。

ただ、普通の自転車の練習場はたくさん、ちょっとさっき言われたちびっこ広場なんかも自転車の練習場としてはぴったりだと思いますけれどもですね。

だから、自転車の練習場はありますけれども、ちびっこのりだーの練習場に特化したものというのはなかなか難しいかなと思います。

むしろ、大会であればまた、サーキットで九州でも何回かやっているわけでしょうから、

それを誘致するみたいな形だったら、あり得るのかもしれないなとは思いますがけれどもですね。

ただ、最近そういう話が基山町には来ないのでですね。基山町のほうから取りには行っていませんけれども、そういう話かなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今、小学校以上の子どもたちは、ローラースケートとかローラースケートが乗れるようになりたいというのが割と強い思いではないかと思っています。そういう意味では、基山町で練習するところがないというのが私の実感です。

幼児が遊ぶ場は、基山町にはそれなりにあります。しかし、中学生などが、習い事や部活以外で放課後や休日に自由に遊ぶ場所が私は少ないと思いますが、先ほどの公の施設もそれなりにちょっと敷居が高いといいますか、そういうところでは、まず、ここは自由に子どもたちが出入りできるよねというのが確保できればなと思います。

ちょっと話が長くなりますが、例えば、小郡市のあすてらすにたまに行きます。あそこはエントランスがとても広くて、そして、真っすぐ行ったら満天の湯に行き着くんですけども、その手前にテーブルが10個以上、そして椅子を数えたら40から50近くありました。

そこで、この頃よく見かけるのは中学生ですが、食事をしたり、おやつを食べたり、そして、それぞれが自由に勉強したり、それが自由にできる場所だろうなと。詳しくは聞いていませんが、ありますが、ある程度のゆったりしたスペースでここでということになると、先ほど言われた福祉交流館ということになります。もう少し、あそこは小さい子も高齢者も中学生も来ていい。だけれども、中学生は何となく入りづらいという状況なので、例えば、福祉交流館が若者に特化した、こういう自由に出入りできるんだということにはなりませんか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

先ほど、議員は何か中学生が入りにくいような印象ということでおっしゃいましたが、特に入りにくい印象とかいうことにはなっていないかなと思っておりますので、今の利用人

数、利用状況を見ますと、特にそういう世代に特化した施設にしなくても、いろんな人が自由にできる施設として利活用できる状態じゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございます。

次に行きます。

地区の公民館についてです。

先ほども申しましたように、日頃は鍵がかかっています。こういう行事をするということで関係者が鍵を開けて、そこに入って、そして参加者を待つ、そういう状況ですが、先ほど言われました定期的に開放日を設けて、誰でも自由に参加できるという区があるんですね。少し詳しく教えていただけますか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

私が現在生活しております第11区では、毎月、開放日という日がございまして、公民館が開放されます。それで、そこで子どもに特化したというわけではないんですけども、誰でも自由に公民館に行って、例えば将棋、例えば卓球、それから中で何かお話ししたりとか、そういうことが自由にできるような開放日を設けていらっしゃいます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あと、8区が有名で、8区会というので高齢者の方と子どもたちが一緒にテーブルで、子どもたちが宿題したりして、高齢者の方がお菓子を提供したりして、仲よくわいわいがやがやられていますので、あれば非常にモデルになると思いますので、一度、ぜひ視察に行ってくださいたらと思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

11区の開放日は月に何回。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

毎月1回は開放日を設けていらっしゃるというふうに思っております。（「8区も1回ですか」「調べて、また報告します」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ここに、先ほど町長言われた、長たらしい、こどもの居場所づくり活動事業者物価高騰対応重点支援交付金とは何ですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

これは、今年度、物価対応の重点交付金が基山町のほうにも交付金が来ました折に、議会のほうから、子どもの居場所づくり活動についても給付金を支給したらどうかというような御提案をいただきましたので、今年度、基山町のこども課のほうで、子どもの居場所づくり活動をしている団体や事業者に対しまして、ちょっと一律でございませうけれども、30万円支給をしている、そのような事業でございませう。

その事業の一つとして、先ほど町長が御紹介してくださいましたように、第8区は、軽食とか、おやつとかを子どもたちに提供しているというような活動を長年されておまして、その第8区の、具体的には、青少年育成区民会議のほうに補助金としてお出ししたというような経緯がございませう。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

1つの区に30万円ですか。そしたら、それが17区全部したら何百万円になるんですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回のこの給付金の趣旨といたしましては、昨今の物価高騰に対応するための応援のための給付金でございますので、これまでも活動されていて、今年も活動しているというような、そういう団体に限らせていただいている給付金でございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ちょこちょこ聞いて悪いですけども、それは1年継続、何年も継続するのですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回のこの給付金につきましては、今年度のみということで考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それは国が支給するんですよね。町が継続ということは考えていらっしゃいませんか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回の分は、昨今の物価高騰に対応するための重点支援交付金というような名目でございますので、物価高騰で支障が出ている、子どもの居場所づくりとして食事などを提供されているところに、その活動の支障が出てはいけないということで、今回、今年度に限って30万円というような計画で支給をしています。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。

これは、そしたら、例えば、私が区に持ち帰って、こういうことだよということで広げたいということも頭には少しはありますが、来年、30万円ならなかったらちょっとばからしい

し、それはそれでちょっと別のことでですね。

社協の活動で、今回1万円か幾らか、イベントをしたらもらえることができましたよね。10区が9月の28日に高齢者と子どもクラブとのコラボで行事をしたんですけれども、そのとき少し補助金をもらえるということを聞きましたが。（発言する者あり）

すみません。次に行きます。

大久保議員の昨日の質問の中で、児童館や児童センター、それから青少年センターなどが紹介されて、とてもよく分かりました。町と市段階、県庁所在地で、また全然、人口規模によって違うのでしょうけれども、私としては、小都市のような、ああいう保健総合施設、だから、ここの保健センターがもう少しいろんなことが広げられて、何かができればいいねと思いつつながらです。

しかし、改めて児童館なりを造るというのは、今の時点で、ガイダンスセンターもようやくできるか、できんか分からないような状況ですので、難しいだろうと思っています。

そこで、大久保議員のときにも言われましたけれども、回答として、先ほども福祉課長、何回も答えていただいています、有効活用を図るということを言われましたが、もう少し具体的にどういうことを拡大、拡充、どういうことをすれば有効活用になるというようなお考えが今ありますか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

有効活用というところで申しますと、中学生、小学生それぞれ過ごし方が様々でございます。友達とぺちゃくちゃお話ししたい場所が欲しかったりとか、中学生たちだと勉強をするスペースとしてほしいとか、いろいろ用途は様々ですけど、今福祉交流館の2階の交流広場は、特にそういう利用目的を制限せずに、それぞれの子どもであつたり、大人の方もちょっと一部コワーキングスペースみたいな感じで夜使われる方も、一部いらっしゃいます、Wi-Fi設備の環境は整えておりますので。今いろんな人が、それぞれの目的に合った使い方をされていると。

そういう中で、先ほどちょっと町長のほうも触れられましたが、今時間が土日にも開いておりますけど、月曜日が休館日、朝が9時から19時までの開放となっております。

ですので、子どもに関しては、ちょっとおうちに帰るのが遊びに夢中で遅くなるといけな

いので、小学生は大体5時ぐらいになったら、5時になったよということでお声かけをして、遅くならないように促す。

中学生に関しては、6時ぐらいになったら、6時になったよということで時間案内をしているというところでございます。

高校生になると、ひょっとしたらそこよりもう少し遅い時間まで使いたいということもあるんじゃないかということで、町長とかとも話している中ではその辺を9時ぐらいまでとか、少し遅い時間まで開ければ利便性が上がるのじゃないかなという話を今しているところでございますので、目的というより、まずは少し時間を延長する形で利便性を図れないかなと。

ただ、小学生とかが夜9時までということは、ちょっとよろしくないと思いますので、その辺は、ある程度対象年齢を考えながら利便性が図ればなというところで考えているところでございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

もう一つ検討してほしいのは、先ほども言いましたように、多世代が、その施設も大事だと思いますが、ここだけは中高生の子、若者という限定ということにならないかなと思いますが、どうですか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今の利用状況を見ますと、あまり限定して、じゃ、その世代の人がそこを使えなくなる、誰も使っていないのに、例えば、ここは中学生だけが使えますというところが、空いているのに、その空いた机とかが大人の方は使えないだとかという、利便性が悪いほうに働くのではないかなと思っておりますので、今後の利用状況がまた変わってくるかと思いますが、いつも大人がいて子どもが使えないとか、そういうことが出てきたときには、いろんな工夫は必要かなと思っておりますが、今そういうことでトラブルになったりとか、使いづらいということにはなっておりませんので、その辺は、今後の利用状況に合わせて考えていくところにはなるかなと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、今の福祉交流館はすごく広い部屋でございますので、一番奥は畳でテレビがあつて、高齢者が大体使っているというか、右側も高齢者のスペースみたいな感じで、いろいろ議論をされています。左側のこのところが子どもたちが多くなっているんで、そこは少しそういうすみ分けをしたらいんじゃないかなというのを思います。

それからあと、8区は、第2・第4水曜日の15時からやっていますので、よかったら見に行かれたらいいと思います。

それからさらに、社協のやつは試行的に今やっているみたいで、やっていただけたところには、そういうプレゼントをするということで、今6区と10区と12区で試しにやってもらっているという話でございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

この数か月、私はたまたま多くの中学生、それから小学生とも関わって話を聞くことができました。印象的だったのは、その中の3人の子どもが、期せずして、別の子どもたちだったんですけれども、福岡から転入してきた。福岡と基山町とどっちがよかと聞いたら、即、基山町と言いました。1人の子は向こうでいじめられていたそうです。この子たちも含めて、基山町全体の子どもたちが、基山町をふるさととして基山町に住んでいることを誇りに思っていて、大きくなってほしいと思いました。

そのためには、幾つかの育まれる土台があると思いますが、そのうちの一つは、友人関係を豊かにして、余暇時間といいますか、自由に使える時間、それを充実することではないかと私は思っています。その土台が、家庭や学校以外の自由に集える居場所ではないのでしょうか。それを行政が充実させることが今後、今はまだ充実しているとは、若者については私は評価をしていません。小さい子どもたちの居場所づくりは、随分充実していると思います。

そういう意味で、子育て支援が行き届いている町と本当に言われるように、認知されるようになってほしいと思いますが、町長、最後をお願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もうまさに基山町のことを誇りに思って、自信を持っていただくというのが一番大事だと思っております。

おっしゃるように未就学児は大体、完全にいい感じになってきているので、小学校の高学年、それから中学校、高校みたいなものについて、どういう既存の地域資源を使っていきながら、どういうことができるかというのを、担当課が複数にまたがりますので、4つか5つぐらいにまたがる話になりますので、そういう議論をきちんとしていきながら、少しでもそういうニーズに応えられるようにしていきたいなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

終わろうと思っていましたけれども、1つ忘れていました。

児童館なり、青少年センターなり、将来的にも造るお考えはありませんか、町長。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずはガイダンスセンターを造って、そこに子どもたちがたくさん来るといいなというふうに思っています。

その結果待ちで、あと、もう一つ、大山議員との話でいうと、温水プールの話がまだ未決着なので、そっちのほうの検討をもう一回しなきゃいけないなというふうに思っていますので、さっき、今日、松石健児議員のエネルギーの関係がございましたけど、その関係も含めて、まずそっちをやっていきたいなというふうに思っています。

大きい子どもたちのためのものは、既存のものを、まず少しでも使えるようにできないかなということで、例えば、今民間施設なんかも……（「何」と呼ぶ者あり）民間。

○議長（末次 明君）

民間。民間施設。

○町長（松田一也君）

民間施設ですね。民間施設なんかも協力してもらえないかという議論なんかも今しているところがございますので、そういうところから始めていきたいなというふうに思っております。

す。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先ほど、昨日の大久保議員の質問に上乘せして、今日、私がゆっくりと一つ一つ質問をしていって、ある程度の見通しとといいますか、ができたのはとてもよかったと思います。今後検討していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

本日は以上をもちまして散会いたします。

～午後3時19分 散会～